令和8年度

古河市

古河市特定教育・保育施設
入所（園）ガイドブック

令和7年10月1日現在

目次

1　教育・保育給付認定の概要　・・・・・・・　1ページ
2　教育標準時間認定（１号認定）　・・・・・・・　2ページ
3　保育認定（２号・３号認定）　・・・・・・・　3ページ
4　保育料等　・・・・・・・　11ページ
5　利用調整（入所審査）の方法・点数表　・・・・・・・　16ページ
6　Q&A　・・・・・・・　18ページ
7　特定教育・保育施設の概要　・・・・・・・　21ページ
8　よい保育施設の選び方について　・・・・・・・　23ページ
9　特定教育・保育施設一覧　・・・・・・・　25ページ
　保育所　・・・・・・・　29ページ
　新制度幼稚園・保育所型認定こども園　・・・・・・・　33ページ
　幼稚園型認定こども園　・・・・・・・　34ページ
　幼保連携型認定こども園　・・・・・・・　35ページ
　地域型保育施設　・・・・・・・　39ページ
10　子育て支援施設　・・・・・・・　43ページ
11　一時預かり実施施設　・・・・・・・　46ページ
12　認可外保育施設　・・・・・・・　47ページ
13　古河市教育・保育施設等位置図　・・・・・・・　49ページ

担当課及び問合先
古河市役所
保育課

こが元気にそだつ！
こがでくらすと
KOGA KURASU

〒306－0291
茨城県 古河市下大野2248
古河市役所総和庁舎　保育課
TEL　0280－92－3111
FAX　0280－92－3170

1 教育・保育給付認定の概要

1 給付認定

給付認定は、子どもの年齢や保育の必要性により３つに分けられています。認定によって利用できる施設が異なります。申請があった保護者の就労状況等に基づき、市が「支給認定証」を交付します。

		保育の必要性 ☞ ３ページ	
		あり	なし
子どもの年齢	満３歳以上	２号認定 利用施設：保育所（園）／認定こども園（保育部分）	１号認定 利用施設：幼稚園／認定こども園（教育部分）
	０～２歳	３号認定 利用施設：保育所（園）／認定こども園（保育部分）／地域型保育施設	

- 給付認定および入所（園）申請 …３～10ページ
- 保育料について（０～２歳児） …12ページ
- 副食費について（3～5歳児） …13ページ

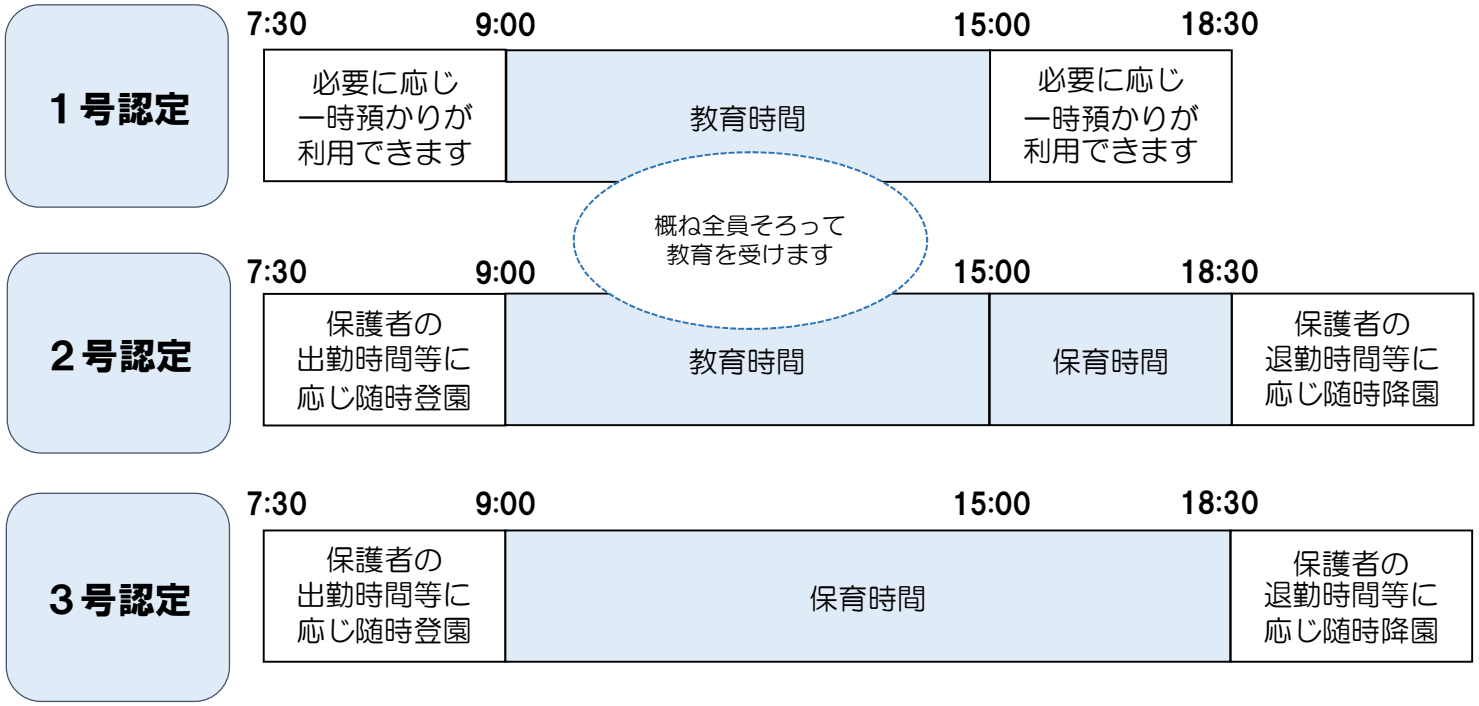
をご確認ください。

- 給付認定および入所（園）申請 …２ページ
- 副食費について …13ページ

をご確認ください。

＜参考：認定こども園利用のイメージ＞

※時間外保育事業や一時預かり事業を除く



2　教育標準時間認定(1号認定)

1　教育標準時間認定(1号)の事由と教育時間

満３歳以上の子どもで、教育を希望する場合は、教育標準時間認定（１号認定）を受け、幼稚園や認定こども園（教育部分）を利用できます。

＜教育時間の一例＞　※施設により異なります

8:00	9:00	15:00	18:00
預かり保育 （幼稚園型一時預かり）	教育時間	預かり保育 （幼稚園型一時預かり）	

長期休業期間（夏休み等）は原則休みとなりますが、預かり保育（幼稚園型一時預かり）を実施している園が多くあります。利用を希望する方は、直接施設へお問い合わせください。

2　入園までの流れ

申　込

施設に直接申し込みます。
申込時期や願書の配布等については、各施設に確認してください。

※1　教育標準時間認定（1号）と保育認定（2号）を併願し申し込むことは可能ですが、1号と2号の認定を同時に受けることはできません。
利用調整の結果を受けて、保育認定（2号）で施設利用を希望する場合は、1号の申込みは取下げとなります。
保育課で「取下書」の提出をしてください。

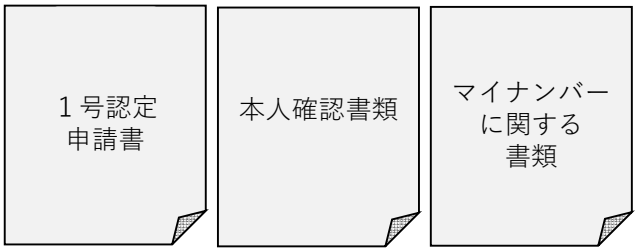
※2　市外の幼稚園については、各施設にお問い合わせください。

内定(選考)

施設から入園の内定を受けます。
定員超過等の場合は、先着順等による選考が行われます。

認定申請･交付

施設を通じて、利用のための給付認定を申請します。
後日、市町村から「１号認定」の認定証が交付されます。



契　約

施設から実費徴収等に関する説明があります。
運営規程などを確認し、契約を締結します。

副食費の免除可否の決定

給食費のうち副食費（おかず等）の免除可否は、保護者の市民税所得割額を基に市が決定し（11ページ）、免除となる場合は通知します。

3　保育認定(2号･3号認定)

1　保育認定(2号･3号)の事由

保育認定（２号・３号）に当たっては、保護者（父母）に次のいずれかの事由があり、常時（月６４時間以上（目安：週４日以上かつ１日４時間以上））保育が必要な状態にあることが必要です。
「集団生活を経験させたい」「教育を受けさせたい」という方は、１号認定（2ページ）をご利用ください。

保育が必要な事由		保育時間	認定期間･入所期間
就　　労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む	保育標準時間 保育短時間	最長３年間（就学前） （認定は３年間だが、事由継続の場合、就学前まで延長できる。以下同じ。）
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている場合（就労内定を含む）	保育短時間	３ヶ月（ただし、4月1日入所の場合は5月31日まで）
育 児 休 業 取 得 中 の 継 続 利 用	育児休業取得前から既に保育施設を利用している子がいて、継続利用が必要な場合 ※新規入所の子どもは対象外	保育短時間	最長で、産まれる子どもが満２歳を迎える日が属する月の末日
妊娠・出産	妊娠中であるか、 出産後間もない場合	保育標準時間 保育短時間	出産前：産前8週の属する月の1日 出産後：産後8週の翌日が属する月の末日
就　　学	学校または職業訓練校に在学している場合	保育標準時間 保育短時間	最長３年間 （就学前） ※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで。
疾病・障害	病気、負傷、心身に障害がある場合	保育標準時間 保育短時間	
介護・看護	親族（長期間入院等をしている場合も含む）を介護又は看護している場合	保育標準時間 保育短時間	
災 害 復 旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	保育標準時間	
虐待・ＤＶ	虐待やＤＶのおそれがある場合	保育標準時間	
そ　の　他	上記に類する状態にある場合	保育標準時間 保育短時間	

2　保育時間

就労等の実態に即したご利用をお願いします。

保護者の勤務時間や保育を必要とする事由の内容に応じて、次のいずれかに認定されます。

認定区分	保護者の就労時間等	施設利用時間
保育 **短時間**	月６４時間以上 １２０時間未満	１日あたり 8時間まで
保育 **標準時間**	月120時間以上	1日あたり 11時間まで

【目安】月64時間：週４日で１日4時間、月１２０時間：週５日で１日６時間

〈施設利用のイメージ〉



3 認定から入所までの流れ

**認定申請兼
保育施設の申込**

利用のための申請
→　申請書類（６ページ）の記入・提出

利用調整

保護者の利用希望が施設・事業の受入能力を上回り全員の利用が困難である場合に、市があらかじめ定めた基準に基づく優先順位にしたがって選考を行います。入所の可否に関わらず、結果を郵送で通知します。
（利用調整の方法については、１６ページをご確認ください。）

保育認定

〇入所不承諾（利用未定）の場合
入所可能人数や申し込みの状況によって、入所が決まらない場合があります。
・申し込みの取下げがない限り、申し込みした年度の入所選考の対象になります。（※認定期間終了者除く。）
・入所の意思がなくなったとき、保育の必要性がなくなったときは、「取下書」の提出をしてください。
・次の年度の申し込みが開始した時点で、引き続き待機中となっている場合で、次の年度の入所審査の継続を希望する方は、改めて申請が必要です。

〇入所内定を辞退する場合
「辞退届」を提出してください。自己都合により、内定を辞退した後に入所審査を継続して希望する場合は、利用調整での優先度が下がります。優先度が下がる期間は、入所希望日の属する月を含む年度内となります。

入所内定

**入所不承諾
（利用未定）**

結果通知

結果通知は初回のみ郵送します。
不承諾の場合は、次回以降の審査で利用可能となった時点でご連絡いたします。

４月**１次**…令和８年１月下旬予定　４月**２次**…令和８年２月下旬予定
５月以降…入所希望日の前月の20日以降

健康診断・入所説明会

入所前に健康診断・入所説明会を実施します。入所に関する重要事項について施設から説明があります。
詳細は各施設へお問い合わせください。

重要事項とは…
施設、整備、職員状況、保育の提供日、保育時間（食事）、保育内容、苦情相談窓口、非常時対策、保育料以外の負担額等をいいます。

利用者負担額の決定

利用者負担（保育料）・給食費のうち副食費（おかず等）の免除可否は、保護者の市民税所得割額を基に、入所日の前月に決定します。（11ページ）
※保育料（0～2歳児）は全員に、副食費（3～5歳児）は免除になる方のみ通知します。

入　所

4 認定申請及び入所申込の書類等配布・受付等日程　―令和8年度―

書類配布

窓口受付票を記入していただき、申請に必要な書類を配布します。
詳細な聞き取りを行う為、お時間がかかります。余裕をもってお越しください。

【平　日】令和7年10月14日(火)～[年末年始除く]

受付時間：午前8時45分 ～ 11時30分、午後1時 ～ 4時30分
※毎週木曜日は、総和庁舎保育課のみ午後6時30分まで受付

受付場所：総和庁舎　保育課
市民総合窓口室（古河庁舎・三和庁舎）＊

＊4月1次受付期間終了までは、令和8年度のみ申込みの方は保育課へお越しください。

【休　日】令和7年10月19日(日)のみ

受付時間：午前8時30分 ～ 11時30分 、午後１時 ～ 4時30分

受付場所：総和庁舎　保育課

受付期間

一度申請しますと、年度中に限り、継続して入所審査の対象になります。
改めての申請は必要ありません。（申請を取下げた方を除く。）

■ 令和8年4月入所･･･産休育休明け入所予約（令和8年６月30日までに復職する方）含む

1次受付	令和7年11月4日(火) ～ 令和7年11月28日(金) ＊土曜日・日曜日・祝日除く
2次受付	令和7年12月1日(月) ～ 令和8年2月3日(火) ＊土曜日・日曜日・祝日・年末年始除く

２次受付は、１次入所審査で入所不承諾となった方と、２次受付から新たに申し込んだ方が、審査の対象となります。

受付時間 ： 午前8時45分 ～ 午前11時30分、 午後1時 ～ 午後4時30分
※毎週木曜日は、総和庁舎保育課のみ午後6時30分まで受付

受付場所 ： 保育課（総和庁舎）
市民総合窓口室（古河庁舎・三和庁舎）

■ 令和8年5月以降入所･･･産休育休明け入所予約（該当月に復職する方）含む

入所月	申 込 期 間	育休明け入所予約＊	入所月	申 込 期 間	育休明け入所予約＊
5月	2/4～4/10	～7月末復職の方	10月	8/12～9/10	～12月末復職の方
6月	4/13～ 5/8	～8月末復職の方	11月	9/11～10/9	～１月末復職の方
7月	5/11～6/10	～9月末復職の方	12月	10/13～11/10	～２月末復職の方
8月	6/11～7/10	～10月末復職の方	１月	11/11～11/30	～３月末復職の方
9月	7/13～8/10	～11月末復職の方	２月	12/1～12/18	

※３月の入所審査はありません。

＊育休明け入所予約制度について

- 古河市内在住の方（転入予定も含む）に限り、休業前と同じ職場に復職することを前提に利用できます。
- 復職日によって、入園日（ならし保育開始日）は異なります。7ページの表をご確認ください
- 育児休業中に退職する場合は、内定取消もしくは申請取下げが必要となりますのでご注意ください。
- 復職後は入所の可否に関わらず、復職日記載のある就労証明書をご提出いただき、復職日を確認します。
- 申し込みの時から復職日が変更になった場合は、９ページを確認のうえ必ず保育課へ届出をしてください。

5 申込に必要な書類

★の書類はこちらからダウンロードできます→

①全員提出が必要な書類

□ 申請書 （教育・給付認定申請書兼保育施設入所申請書）	子ども１人につき1枚必要	
□（別紙）個人番号世帯一覧	同じ住所地にいる方は、全員マイナンバーを記入	父・母 祖父・祖母
□ 重要事項確認書	本ガイドを読み、各項目をすべてチェック	父・母
□ 保育施設見学チェック表(★)	施設の担当者から見学完了のチェックを受ける	すべての希望施設

保育の必要性を証明する書類　父母および同居している65歳未満の祖父母は全員提出が必要です。

（※祖父母の証明の提出がない場合でも受付は可能ですが、審査で点数調整があります。※求職活動は除きます。
※兄弟姉妹で同時申し込みの場合、証明書は子どもの名前欄を連名にして原本一部を取得し、写しを添付しても構いません。
※証明書等の有効期限は、発行日から３ヶ月となります。）

就労（予定）している方	□ 就労証明書（★）　※内定の場合は就労予定日記載のもの ≪自営業の場合≫ □ 就労状況申告書（★）、□ 確定申告書 または 開業届の写し	父・母 祖父・祖母
求職活動中の方	□ 求職活動申立書（★） □ ハローワークカードの写し（利用者のみ）	父・母
出産予定のある方	□ 母子健康手帳の写し（表面と分娩予定日が分かる部分） または 妊産婦の医療福祉費（マル福）受給者証 または 妊産婦の医療費助成（マル古）受給者証	母
就学中の方	□ 在学証明書、□ 時間割表	父・母 （祖父・祖母）
看護・介護をしている方	□ 介護・看護状況申告書（★） □ 被介護・看護者の状態の証明 （介護保険証、障害者手帳等の写し、医師の診断書等）	父・母 祖父・祖母
病気の方	□ 医師の診断書（★）（費用がかかることがあります）	父・母 祖父・祖母
身体に障がいがある方	□ 身体障害者手帳等（氏名・等級記載部分の写し）	父・母 祖父・祖母

②提出の際に、提示が必要な書類

1.番号確認に必要な書類	□ 個人番号カード・個人番号通知カード等	申請者のもの
2.身元確認に必要な書類	□ 運転免許証・パスポート・個人番号カード等	

③該当者のみ必要な書類

離婚調停中の場合	□ 調停中であることが分かるもの（裁判所からの呼出状等）	
在宅障がい者がいる場合	□ その方の身体障害者手帳等（氏名・等級記載部分の写し）	
きょうだいが特別支援学校幼稚園部等＊に通っている場合	□ 在園証明書等	兄・姉 弟・妹
広域入所希望の場合 （相手市町村により適宜変わります） 古河市締切：　月　日	□ 転入に関する誓約書（★） □ 住所地のわかる書類(売買契約書の写し・賃貸契約書の写し・同居同意書等) □ 課税（非課税）証明書（　　年度）（父・母） □ 通勤経路図　□ その他（　　）	

＊特別支援学校幼稚園部・新制度未移行幼稚園（古河市内にはありません）・企業主導型保育施設・児童心理治療施設・児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援等

6 申込にあたって

＜希望施設について＞

- 希望施設は必ず施設見学を行っていただき、施設の雰囲気や理念等を確認してください。施設見学は随時行っておりますので、直接施設へお問い合わせください。
  また、給食のアレルギー対応やバス送迎など、提供サービスは施設ごとで異なります。申し込む前に確認をしてください。
- 見学の際には、施設へ「保育施設見学チェック表」を提示していただき、施設記入欄に施設担当者の署名をもらってください。すでに見学を済ませている、あるいは以前利用したことがある場合は、施設へ電話連絡のうえ、担当者の名前を保護者がご記入ください。
- 地域型保育施設は、0歳児から2歳児が利用できる施設です。3歳児以降は、連携施設等へ転園となります。

※申請が必要です。

＜産まれる前の子どもの入所申込受付について＞

- 入所希望日時点で保育施設の受入年齢（25ページをご確認ください。）に達していれば、出産前の子どもの入所申請をすることができます。育児休業明け入所予約も利用できますが、入園日（ならし保育開始）は月齢を満たした次の月からとなります。申請時に母子手帳の写しをご提出ください。

＜育児休業明け復職の方…入園日（ならし保育開始日）について＞

- 復職する前から、ならし保育として入園することができます。入園日は復職日をもとに決まります。保護者の希望による入園日の変更はできません。
- 復職後の就労時間にかかわらず、入園～復職するまでの期間（ならし保育期間中）は、保育短時間となります。
- 年度をまたいでのならし保育はできません。4月1日復職の方は、復職当日からならし保育開始となります。
- 申請時期、入所承諾時期によっては、１～14日復職の方でも当月１日付入所になることがあります。

復職日	入園日	復職日	入園日	復職日	入園日	復職日	入園日
4/1～5/14	4/1	7/15～8/14	7/1	10/15～11/14	10/1	1/15～2/14	1/1
5/15～6/14	5/1	8/15～9/14	8/1	11/15～12/14	11/1	2/15～3/14	2/1
6/15～7/14	6/1	9/15～10/14	9/1	12/15～1/14	12/1	3/15～3/31	3/1

＜申請書類について＞

- 申請書類等の提出には期限を定めていますので、期限内に提出をしてください。また、受付時に不備があった場合は、受理は致しかねますので、余裕をもって手続きを進めてください。
- 申請書類等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに保育課へ届出をしてください。各審査の締切後に書類の提出があった場合は、次回の審査からの適用になります。（記載事項等に変更が生じた場合の届出は、９ページをご確認ください。）
- 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、入所決定は取消しとなります。入所後明らかになった場合は、保育の提供は解除されます。
- 申請書類や就労証明書はボールペンで記入してください。（消せるボールペン不可）
  記入した内容に訂正が必要な部分が生じた場合は、修正液等を利用せず、訂正印を用いてください。
- 書類等は、受理後は返却できません。受理した書類の写しをお渡しすることもできません。控えが必要な場合は、前もって写しをお取りください。
- 保育料算定または副食費の免除可否判定のため、課税状況が分かる書類等を求めることがあります。また、所得税および住民税の申告がお済みでない方は、申告を済ませてください。
- 申請した子どもの兄弟姉妹の保育料で納めていない分がありましたら、申請前までに納めてください。
- 入所の意思がなくなったときは、入所が決定する前に申請の取下げをしてください。

＜求職活動中の方＞

・現在就労をしていない場合でも、求職活動をすることを理由に申し込みができます。ただし原則として、入所後３ヶ月以内（ただし、４月１日入所の場合は５月３１日まで）に、月64時間以上の就労を開始することが必要です。
・就労を開始（または内定）した場合は、就労証明書をご提出ください。就労を開始しない場合には、認定期間終了日で退所となります。
・求職活動で空き待ちをしている場合は、認定期間が終了すると、入所選考対象外となりますのでご注意ください。引き続き入所を希望する方は、期間延長の届出をしてください。

＜妊娠・出産で申込む方＞

・妊娠中である、出産後間もない場合は、上の子の入所を希望することができます。
認定期間は、産前８週の属する月の１日から産後８週が経過する日の翌日が属する月の末日の間です。
・妊娠・出産を理由に申請し、産後８週までに入所が出来なかった場合は、申請は取下げとなります。
・妊娠・出産を理由に入所した場合は、産後８週の翌日の属する月の月末で退所になります。
ただし、産後８週経過以降も、保護者に保育認定事由（「求職活動」認定を除く）が認められ、継続入所を希望する場合は、必要な書類を提出していただくことで、引き続き入所をすることが可能です。
・育児休業取得予定の方でも、産前８週から産後８週の間であれば、入所申し込みが可能です。
ただし、利用調整の結果、保留（待機）となり、育児休業期間に入った場合は、申請の取下げが必要となります。

＜転園（通う施設を変えること）について＞

・希望施設に必ず移れるわけではありません。転園が決定するまでの間、現在通っている施設を継続して利用することができます。
・転園の場合は、利用調整で減点となります。ただし、兄弟の保育施設をあわせるための転園、または、引っ越しにともなう転園については、減点対象から除きます。
・転園申請をしていることを、現在通っている施設に市役所が伝えることはありません。
・育児休業取得中の継続利用をしている場合の転園も可能です。
・希望施設に内定した場合は、現在の施設へ「退所届」を提出してください。
・年度途中で転園が可能になった場合は、現在の施設の退所の手続きと転園先の施設の入園の手続きを、前月20日頃から翌月１日までの間で行っていただく必要があります。
転園準備に係る日程が短くなってしまうことについて、あらかじめご了承いただいた上で、申請をしてください。
・転園の意思がなくなった場合は、速やかに申し込みを取り下げてください。

＜入所申請後・入所後について＞

・入所申請後または入所後、世帯状況や保護者の勤務状況が変わった場合は、保育課へ届出をしてください。
（変更に関する届出は、9ページをご確認ください。）
・正当な理由がなく長期欠席している場合は、入所基準に該当しなくなった場合は、入所が不適当であると認められる場合は退所していただきます。
・保育の提供は原則として保育が必要な場合に限られます。就労が認定事由となっている方が、就労をしない日に利用を希望する場合は、内容を確認させていただくことがあります。事前に施設へお問い合わせください。
・未申告などの理由で保護者の税額が確認できない場合は、保育料を子どもの年齢の最高額、副食費の場合は免除対象外で決定します。後日申告が確認できた場合等でも、翌月からの再算定となり、遡っての変更はできません。再算定後、変更が生じる場合は、変更通知書を送付します。
・負担していただく保育料等は、保育を実施するために必要な経費の一部となります。
保育施設の効率的な運営を図るとともに、保育サービスの向上に努めてまいりますので、保育料等は期日までに納付していただくよう、ご理解とご協力をお願いします。

7 利用調整中・入所後の届出について

就労証明書はこちらから
ダウンロードできます→

下記の事項に該当する場合は、必ず保育課へ届出をしてください。

①入所の必要性がなくなったとき 入所の意思がなくなったとき		施設入所申込取下げ・辞退届
②希望する施設を変更するとき		各窓口または電話にて承ります。 （※希望園を追加するときは見学チェック表の提出が必要です。）
③希望する入所日を変更するとき		各窓口または電話にて承ります。 （※状況に応じて、必要書類を求めることがあります。）
④勤務先、就労内容の変更をしたとき		就労証明書
⑤母子手帳の交付を受けたとき		母子健康手帳の写し（手帳の表面と出産予定日が記載されたページ） または 妊産婦の医療福祉費（マル福）受給者証 または 妊産婦の医療費助成（マル古）受給者証
⑥住所・連絡先を変更したとき 世帯構成を変更したとき 保護者・子どもの氏名を変更したとき		認定申請事項変更届申請書 口座振替依頼書 （※状況に応じて、その他必要書類を求めることがあります。）
⑦同居家族が障害者手帳等を取得したとき		手帳の写し、特別児童扶養手当、障害年金の証書の写し等
⑧退職したとき		―
	保育の必要性がなくなったとき	（入所中の場合）退所届 （利用調整中の場合）施設入所申込取下げ・辞退届
	求職活動を行うとき	求職活動中の子どもの継続入所願 求職活動報告書 認定変更申請書 （※状況に応じて、その他必要書類を求めることがあります。）
	疾病、負傷、心身に障害があるとき	医師の診断書
	職業訓練校等に在学するとき	在学証明書、時間割
⑨就労先が内定したとき		就労証明書（就労予定日記載のもの） 認定変更申請書
⑩就労を開始したとき		就労証明書 認定変更申請書
⑪育児休業を取得するとき		（入所中の場合）就労証明書（育児休業取得期間記載のもの） 育児休業中の子どもの継続入所願 （利用調整中の場合）就労証明書（育児休業取得期間記載のもの）
⑫育児休業期間を延長したとき		（入所中の場合）就労証明書（育児休業取得期間記載のもの） 育児休業中の児童の継続入所期間延長願 （利用調整中の場合）就労証明書（育児休業取得期間記載のもの）
⑬育児休業から復職したとき		就労証明書（復職日記載のもの）
⑭産後休暇のみ取得するとき		就労証明書（産前産後休業取得期間・復職予定日記載のもの）
⑮産後休暇から復職するとき		就労証明書（産前産後休業取得期間・復職日記載のもの）
⑯家庭での保育が可能となったとき 市外に転出することになったとき		退所届

8 広域入所

1. 古河市に転入予定の方

①申込先　　古河市役所保育課窓口（総和庁舎）
②受付期間　5ページをご確認ください。
③必要書類　古河市様式（6ページをご確認ください。）
④注意事項　・利用調整および結果通知は古河市が行います。
・入園希望月の前月末日までに、古河市に転入手続きを完了させてください。
（転入手続きが完了していない場合は、入園取り消しとなる場合があります。）

2. 古河市から転出予定の方

①申込先　　転出先市区町村の保育所担当課
②受付期間および必要書類　転出先市区町村に事前にご確認ください。
③注意事項　**＜新規に転出先の施設を利用する場合＞**
古河市保育課では受付を行いません。

＜継続して古河市内の施設を利用する場合＞
転出後も、保護者のどちらかが古河市内に勤務をする必要があります。
希望される場合は、前もって古河市保育課にご相談ください。

3. 市外から古河市への申し込み（古河市に転入しない方）

申請の要件：古河市内に保護者の就労先がある方　または　古河市で里帰り出産する方

①申込先　　お住まいの市区町村の保育担当課
②受付期間　5ページをご確認ください。
③必要書類　お住まいの市区町村の様式
・入所申請書
・保育の必要性を証明する書類（父母）
※自営業の場合は、就労証明書のほかに「就労状況申告書（古河市様式でも可）」
および確定申告書または開業届の写しを添付してください。
※65歳未満の同居祖父母がいる場合は祖父母のものも必要です。
・保育施設見学チェック表（古河市様式）
④注意事項　・必要書類が締切日までに届かない場合は、利用調整の対象とはなりません。
・利用調整は古河市が行い、結果についてはお住まいの市区町村へ回答します。
・古河市在住の方を優先して利用調整を行うことをあらかじめご了承ください。
・単年度ごとの利用契約となります。継続して利用するときは毎年申し込みが必要です。

4. 市外への申し込み（古河市から転出せず利用する方）

①申込先　　古河市役所保育課窓口（総和庁舎）
②必要書類　古河市様式および保育施設所在市区町村での必要書類
③注意事項　・申請要件、必要書類、締切日及び受け入れ可能年齢を希望施設のある市区町村の保育担当課に必ず確認したうえで、古河市保育課にお問い合わせください。申し込み先の締切日をもとに古河市での締切を設定します。
・利用調整は希望保育施設のある市区町村で行います。
・保育の必要性の認定、結果通知および保育料・副食費決定は古河市で行います。
・単年度ごとの利用契約となります。継続して利用するときは毎年申し込みが必要です。
申し込み先市区町村の受け入れ状況によっては継続利用ができない場合があります。
・入所の要件がなくなったときは、年度途中でも退所になることがあります。
・市内保育施設と市外保育施設の併願はできません。申し込み先を変更する場合は、
現在の申請を取り下げたうえで、改めて申し込みが必要です。

5. 教育標準時間認定（1号認定）で他市町村の施設を希望する場合

教育標準時間認定（１号認定）の方は、直接希望の施設へ相談、申請をしてください。

4 保育料等

1 かかる費用について

① 保育料（利用者負担額）　② 延長保育・預かり保育料（時間外保育）　③ 給食費　④ 実費徴収

①保育料（利用者負担額）

1号認定（満３歳以上）	2号認定（3歳児以上）	3号認定（0～2歳児） ※年度途中で３歳になっても、年度中は３号認定（0～２歳児）の額です。
0円／月	0円／月	世帯の市民税所得割課税額により算定

・保育料は子どもの年齢や保護者の市民税所得割課税額を基に年に2回算定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和７年度市民税により決定（令和６年分の収入等から算出）					令和８年度市民税により決定（令和７年分の収入等から算出）						

・所得税および住民税の申告がお済みでない場合は、保育施設入所申請前に申告を行ってください。
・３号認定の保育料（利用者負担額）階層表については、次のページをご覧ください。
公立私立を問わず共通料金です。

② 延長保育・預かり保育利用料（時間外保育）【※利用者のみ】

・利用料は保護者が施設におさめます。金額は施設ごとに異なります。詳細は施設見学の際などにお問合せください。

③給食費

・給食費（主食費・副食費）は保護者のご負担となります。ただし副食（おかず等）の費用が免除される場合があります。（13ページをご確認ください）免除になる方には別途通知します。
・３号認定の給食費は、保育料に含まれています。

④実費徴収

・利用者負担額（保育料）の他に日用品費、行事代、バス利用代などの実費徴収や上乗せ徴収費がかかることがあります。詳細は施設見学の際などにお問合せください。

※子どものカウントの仕方については、14ページをご覧ください。 **※年齢基準日：各年度の4月1日**

2 3号認定(保育認定:0～2歳児)保育料(利用者負担額)階層表

階層	世帯の市民税所得割課税額	保育料算定上の子どもの数	保育標準時間		保育短時間	
			保育料	ひとり親等該当の場合	保育料	ひとり親等該当の場合
1	生活保護世帯	1人目以降	0円	0円	0円	0円
2	市民税非課税	1人目以降	0円	0円	0円	0円
3	市民税均等割のみ課税	1人目	2,400円	0円	2,400円	0円
		2人目	0円	0円	0円	0円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円
4	24,300円未満	1人目	8,300円	2,400円	8,200円	2,400円
		2人目	4,150円	0円	4,100円	0円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円
5	24,300円以上48,600円未満	1人目	12,000円	2,400円	11,800円	2,400円
		2人目	6,000円	0円	5,900円	0円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円
6	48,600円以上57,700円未満	1人目	16,000円	2,400円	15,700円	2,400円
		2人目	8,000円	0円	7,850円	0円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円
	57,700円以上72,800円未満	1人目	16,000円	2,400円	15,700円	2,400円
		2人目	8,000円	0円	7,850円	0円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円
7	72,800円以上77,101円未満	1人目	22,000円	2,400円	21,700円	2,400円
		2人目	11,000円	0円	10,850円	0円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円
	77,101円以上97,000円未満	1人目	22,000円		21,700円	
		2人目	11,000円		10,850円	
		3人目以降	0円		0円	
8	97,000円以上133,000円未満	1人目	28,000円		27,600円	
		2人目	14,000円		13,800円	
		3人目以降	0円		0円	
9	133,000円以上169,000円未満	1人目	34,000円		33,500円	
		2人目	17,000円		16,750円	
		3人目以降	0円		0円	
10	169,000円以上235,000円未満	1人目	41,000円		40,300円	
		2人目	20,500円		20,150円	
		3人目以降	0円		0円	
11	235,000円以上301,000円未満	1人目	47,000円		46,300円	
		2人目	23,500円		23,150円	
		3人目以降	0円		0円	
12	301,000円以上397,000円未満	1人目	53,000円		52,200円	
		2人目	26,500円		26,100円	
		3人目以降	0円		0円	
13	397,000円以上	1人目	58,000円		57,100円	
		2人目	29,000円		28,550円	
		3人目以降	0円		0円	

3 1号認定・2号認定(3～5歳児)給食費 階層表

「主食費（ごはん等）」と「副食費（おかず等）」については、施設で定めた額がかかります。ただし、下の表で ▨ に該当する場合は、給食費のうち副食費の徴収が免除されます。主食費の減免制度はありません。

1号認定

階層	世帯の市民税所得割課税額	保育料算定上の子どもの数	全世帯
1	生活保護世帯	1人目以降	▨
2	市民税非課税（均等割のみ含）	1人目以降	▨
3	38,500円以下	1人目以降	▨
4	38,501円以上77,100円以下	1人目以降	▨
5	77,101円以上144,100円以下	1人目	
		2人目	
		3人目以降	▨
6	144,101円以上211,200円以下	1人目	
		2人目	
		3人目以降	▨
7	211,201円以上	1人目	
		2人目	
		3人目以降	▨

施設ごとの給食費は27、28ページをご確認ください。

2号認定

階層	世帯の市民税所得割課税額	保育料算定上の子どもの数	右記以外	ひとり親世帯等の場合
1	生活保護世帯	1人目以降	▨	▨
2	市民税非課税	1人目以降	▨	▨
3	市民税均等割のみ課税	1人目以降	▨	▨
4	24,300円未満	1人目以降	▨	▨
5	24,300円以上48,600円未満	1人目以降	▨	▨
6	48,600円以上57,700円未満	1人目以降	▨	▨
	57,700円以上72,800円未満	1人目		▨
		2人目		
		3人目以降	▨	
7	72,800円以上77,101円未満	1人目		▨
		2人目		
		3人目以降	▨	
	77,101円以上97,000円未満	1人目		
		2人目		
		3人目以降	▨	▨
8	97,000円以上133,000円未満	1人目		
		2人目		
		3人目以降	▨	▨
9	133,000円以上169,000円未満	1人目		
		2人目		
		3人目以降	▨	▨
10	169,000円以上235,000円未満	1人目		
		2人目		
		3人目以降	▨	▨
11	235,000円以上301,000円未満	1人目		
		2人目		
		3人目以降	▨	▨
12	301,000円以上397,000円未満	1人目		
		2人目		
		3人目以降	▨	▨
13	397,000円以上	1人目		
		2人目		
		3人目以降	▨	▨

4 留意事項

子どものカウントの仕方

（1）１号認定

「幼稚園年少から小学校３年まで」の範囲において、小学校および保育所等を同時に利用する子どもを最年長から順に１人目、２人目、３人目と数えます。

※市民税所得割課税額77,101円未満の場合は、小学校３年生までの範囲の制限がなくなります。

（2）２号認定

「小学校就学前」の範囲において、保育所等を同時に利用する子どもを最年長から順に１人目、２人目、３人目と数えます。

※市民税所得割課税額57,700円未満（ひとり親等該当世帯の場合は77,101円未満）の場合は、小学校就学前の範囲の制限がなくなります。

（3）３号認定

最年長の子どもから順に、１人目、２人目、３人目と数えます。

※第１子、第２子で所得割課税額169,000円以上（10階層～13階層）の場合は、「小学校就学前」の範囲において、保育所等を同時に利用する子どもを最年長から順に数えます。

<table>
<tr><th colspan="2">年齢
階層</th><th>0</th><th>1</th><th>2</th><th>3
(年少)</th><th>4
(年中)</th><th>5
(年長)</th><th>6
(小1)</th><th>7
(小2)</th><th>8
(小3)</th><th>9
(小4)</th></tr>
<tr><td colspan="2">1～9階層</td><td></td><td colspan="8">最年長の子どもからカウント（範囲の制限はなし）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">10
～
13
階
層</td><td>第1子
・
第2子</td><td colspan="9" rowspan="2">この範囲でカウント</td></tr>
<tr><td>第3子
以降</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="8">最年長の子どもからカウント（範囲の制限はなし）</td><td></td></tr>
</table>

●多子世帯保育料軽減事業について

茨城県・古河市では、子育て家庭で特に経済的負担の大きい多子世帯を支援するため、保育所（園）、認定こども園等に入所している第２子（３歳未満児）の利用者負担額（保育料）の半額化、第３子以降の子ども（３歳未満児）の利用者負担額（保育料）の無償化を実施しています。

・保育所等を利用する子ども…保育所、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園、新制度未移行幼稚園＊、企業主導型保育施設＊、特別支援学校幼稚園部＊、児童心理治療施設＊、児童発達支援＊、居宅訪問型児童発達支援＊を利用している子ども（＊の施設を利用している場合は申請が必要です。）

・年齢が上記のカウントの範囲内の場合は、保護者が監護し、生計が同一の子どもであれば同一世帯でなくても算定人数に含めることができます（申請が必要です。）。(例)学生で寮に入っている場合等

※令和7年10月現在の情報です。国、県の制度改正が行われる場合、変更となる場合があります。

税額の算出方法

- 「世帯の市民税所得割課税額」とは保護者（父母）の合計市民税所得割課税額です。
  ただし、保護者の年間の合計収入が103万円未満の場合は、父母以外の方（主に祖父母等）を家計の主宰者（経済的に子どもを養育し、世帯の生計を維持する上で中心となる者）とみなし、その方の課税額を合算し階層判定を行うことになります。
- 税未申告の場合は、最高階層での決定となります。なお、遡っての再算定は行いませんので、ご留意ください。
- 所得割課税額とは、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除（ふるさと納税等）、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割を受けている場合は、これらの金額を足し戻した額で判定します。
- 政令指定都市で課税されている場合は、都道府県民税と市町村民税の割合を「４：６」に変更した仮の市町村民税額で判定します。

ひとり親世帯等とは

（1）「母子世帯等」の場合

母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者がいなく、実際に子どもを扶養している女性、および、これに準ずる父子世帯（児童扶養手当を受給している場合は全てこれに該当します）。

（2）次の「在宅障害児（者）のいる世帯」の場合

①身体障害者手帳の交付を受けた方（身体障害者福祉法第１５条に定める）
②療育手帳の交付を受けた方（療育手帳制度要項に定める）
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
④特別児童扶養手当の受給対象となっている子ども
⑤国民年金の障害基礎年金等を受給している方

保育料の納付について

〔保育料〕

●公立保育所・私立保育園　→市に納付　　●認定こども園・地域型保育　→施設に納付

〔給食費〕

●公立保育所　→市に納付　　●私立保育園・認定こども園・地域型保育　→施設に納付

納付方法

市に納付の場合は、毎月月末（土日祝の場合は翌平日）に、当月分の保育料を口座振替により引き落とします。

施設に納付の場合は、納付方法は施設によって異なります。

5　利用調整(入所審査)の方法・点数表

保育施設への入所申請をされますと、利用調整といわれる入所審査にかかります。
利用調整では、入園希望児童を世帯状況や就労状況をもとに点数化し、総合的かつ客観的に優先順位を決定し、順位の高い子どもから入園施設を決定していきます。下の表は、実際の利用調整で使用しているリストを簡易化して表現したものです。

≪入園希望児童一覧≫　　高い　＞　優先度　＞　低い

No.	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	合計指数Ⓐ	優先順位Ⓑ	閉園等Ⓒ	連携施設Ⓓ	実施基準指数のみⒺ	初回申込年度Ⓕ	保育料未納有無Ⓖ	父母合計所得Ⓗ	決定する保育園
1	A保育園	B保育園	C保育園	D保育園	250	5	1	2	200	18	1	3,966,600	A保育園
2	A保育園	B保育園	D保育園	E保育園	225	3	2	2	200	20	1	2,023,600	B保育園
3	F保育園	A保育園	B保育園	C保育園	225	5	2	2	190	19	1	4,502,800	C保育園
4	A保育園	B保育園	F保育園	C保育園	220	5	2	2	200	20	1	4,200,000	入園不可
5	以下、申し込み児童分続く												

≪施設の受け入れ枠≫

A保育園	1名
B保育園	1名
C保育園	1名
D保育園	1名
E保育園	1名
F保育園	0名

Ⓐ合計指数…実施基準指数と調整指数の合計：点数の高い方が優先
Ⓑ優先順位…就労等、保護者の状況による優先順位：小さい数字の方が優先
Ⓒ閉 園 等…閉園する施設から転園する場合は「1」、それ以外は「2」：「1」を優先
Ⓓ連携施設…小規模保育施設を卒園する場合は「1」、それ以外は「2」：「1」を優先
Ⓔ実施基準指数のみ…上記、合計指数から調整指数を除いた点数：高い方が優先
Ⓕ初回申込年度：申請した年の西暦の下2桁：待機期間が長い方が優先
Ⓖ保育料未納…未納あり「2」、未納なし「1」：「1」を優先
Ⓗ父母合計所得…父母の合計所得の合算：所得の低い方が優先

審査の結果…
No.1の児童　第1希望の**A保育園に決定**
No.2の児童　第1希望の園は埋まってしまい、第2希望の**B保育園に決定**
No.3の児童　第1希望～第3希望は埋まっているため、第4希望の**C保育園に決定**
No.4の児童　第1希望～第4希望まで埋まっているため、**入園不可**

No.1の方が入園承諾通知受領後にA保育園への入園を取り下げた場合

No.2の児童　No.1の児童が入園申込をしていなければ、**第1希望のA保育園に入れた**が、既に承諾通知を発送した後のため、B保育園で決定
No.3の児童　No.1の児童が入園申込をしていなければ、第4希望のC保育園ではなく、**第3希望のB保育園に入れた**が、既に承諾通知を発送した後のため、C保育園で決定
No.4の児童　No.1の児童が入園申込をしていなければ、**入園不可ではなく、第4希望のC保育園に入れた**が、既に不承諾通知を発送した後のため、入園不可の状況に変更なし。
次回の利用調整で再度入園の判定となる。

承諾や不承諾の通知は全ての保護者に同時に届いているため、結果通知後に入園取下げの申し出があっても、判定を行い直すことは適いません。
万が一、育児休業明けで入園内定していた方が入園日直前で入園を取り下げた場合は、上記の影響に加え、それまでその方の入園枠を確保していた訳ですので、長い間入所枠を結果的に無駄にすることになってしまいます。
急な転勤等でやむを得ず入園を取り下げざるを得ない方もいらっしゃるかとは思いますが、
申し込みの際には、希望施設の見学を行い施設の理念や雰囲気を確認した上で、ご家族でよくご検討いただき、実際に入園が決まった際に必ず入園出来る施設への申し込みをお願いします。

市では待機児童対策を推進しておりますが、皆様ひとりひとりのお心掛けも、待機児童を減らす一助となりますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

点数表

▼実施基準指数表

種別	保護者(父母)の状況		基本指数	優先順位
就労	月20日以上	月160時間以上の就労を常態	100	5
		月140時間以上160時間未満の就労を常態	90	
		月120時間以上140時間未満の就労を常態	80	
		月100時間以上120時間未満の就労を常態	70	
		月80時間以上100時間未満の就労を常態	60	
	月16日以上20日未満	月128時間以上の就労を常態	80	
		月112時間以上128時間未満の就労を常態	70	
		月96時間以上112時間未満の就労を常態	60	
		月80時間以上96時間未満の就労を常態	50	
		月64時間以上80時間未満の就労を常態	40	
	上記以外		30	
内職	週４日以上勤務	１日４時間以上又は月64時間以上の就労を常態	35	6
	上記以外		20	
出産			50	8
疾病	入院若しくは入院に相当する治療又は自宅療養で寝たきりの状態である場合		100	4
	疾病等により、保育に支障がある場合		80	
障がい	身体障害者手帳１級若しくは２級、精神障害者手帳１級又は療育手帳Ⓐ若しくはAの交付を受けていて、その障がいのため保育が常時困難な場合		100	
	上記の等級以外の身体障害者手帳、精神障害者手帳又は療育手帳の交付を受けていて、その障がいのため保育に支障がある場合		80	
介護 看護	重度障がい者等の全介護（要介護５又は４の認定を受けた者を含む。）、重度の心身障がい者又は重度の身体障がい者を介護する場合		100	7
	全介護を除く、食事・排泄・入浴の介護を要する者（要介護３又は２の認定を受けた者を含む。）を介護する場合		80	
	上記以外の程度の者を介護する場合		40	
災害	災害等による家屋の損傷その他の災害復旧のため保育をすることができない場合		100	2
就学	就学・技能習得のため通学し、保育をすることができない場合		就労に準ずる	9
不存	死亡、離別、行方不明、拘禁等		100	3
虐待・DV	虐待・DVにより、特に保育が困難と認められる場合		100	1
求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている		15	10

▼調整指数表

No.	条件	調整指数
1	新規に同一の世帯から２人以上の子どもが入所するとき	5
2	継続して認可保育所等に入所している子ども（２号・３号認定を受けた小学校就学前子どもに限る。）の兄弟姉妹が入所するとき	20
3	就職が内定したとき	−5
4	ひとり親家庭であるとき	20
5	生活保護世帯であるとき	10
6	保育を希望する子どもの保護者が保育士又は保育教諭の資格を有しており、認可保育所等または認可外保育施設に保育士、保育教諭等として在職している、又は就職若しくは復職するとき	30
7	育児休業の取得により退所した子どもが当該育児休業期間の終了により再度入所するとき	20
8	前項に該当する再度入所する子どもの兄弟姉妹が当該子どもと同時に入所するとき	20
9	同居している祖父母が65歳未満で、保育の必要な事由が確認できないとき （※祖父、祖母各１人につき減点）	−5
10	ハローワークに登録し、求職活動をしているとき	1
11	入所施設を変更（次項に定める場合、転居を伴う場合及び兄弟姉妹が同一の施設を利用するため入所施設を変更する場合は除く）するとき	−5
12	入所している認可保育所等の閉所等に伴い入所施設を変更するとき	43
13	入所している認可外保育施設の閉所等に伴い認可保育所等に入所するとき	23
14	認可地域型保育施設を卒園し、連携施設以外の認可保育所等に入所するとき	43
15	認可保育所等への入所承諾後、自己都合を理由に入所を辞退したとき（利用希望日が同一年度内である場合に限る。）	−20

6 Q&A

1 申し込み・利用調整に関すること

	質問内容	回　答
1	申し込みは早い方が有利ですか？	申し込み順で入所を決定をするものではありません。期限内に提出をしてください。利用調整は、保育の必要とする状況を点数化し、施設ごとに、点数の高い子どもから順に内定します。
2	定員に空きのない施設を希望してもよいですか？	可能です。申込時に定員が埋まっていても、退園等で欠員が生じたとき、利用調整の対象になることがあります。
3	希望施設は多く記入した方がよいですか？	希望施設は、入所の意思がある施設を選択してください。内定後に、希望した施設でなかった、自宅から遠い等を理由に内定を辞退する方が多くいらっしゃいます。希望施設を選択する際は、施設見学等を行っていただき、確認をしてください。 自己都合で内定を辞退したとき、次回からの利用調整で不利になります。
4	人気のある施設や評判が良い施設を教えてください。	子ども・保護者それぞれに生活環境や事情も異なります。また施設ごとに特色があり、保育や教育内容も違います。施設選びは実際に施設見学を行い、納得して決めることが大切です。
5	１号と２号の併願は出来ますか？	教育標準時間認定（1号）と保育認定（2号）を同時に申し込むことは可能ですが、同時に認定を受けることはできません。利用調整の結果を受けて、1号で施設利用を希望する場合は、速やかに保育課で保育認定（2号）申請の「取下書」を提出してください。
6	同じ勤務日数・勤務時間の場合、正社員の方が有利ですか？	雇用形態は利用調整に影響しません。勤務日数や勤務時間で判断します。
7	自営業と外勤（会社員）で入所の優先度が変わりますか？	変わりません。勤務日数と勤務時間を基に利用調整を行います。
8	夜間勤務がありますが、保育施設の申し込みは可能ですか？	可能です。また、勤務時間帯で不利になることはありません。
9	祖父母と同居していると、入所できないのでしょうか？	入所可能です。 ただし、65歳未満の祖父母と同居している場合、就労などで日常的に祖父母が保育ができない状況であることを確認する書類を求めます。書類の提出ができない場合、利用調整で不利になります。
10	申し込み後に、家庭状況（住所・家族構成・妊娠等）や就労状況が変わりました。届出は必要ですか？	給付認定申請事項変更届申請書の提出、および必要書類を提出してください。（9ページご確認ください。）
11	病気のため、医師の診断書を提出するつもりです。必要事項を教えてください。	病名、症状、療養期間、療養する上で保育が必要である旨を記載していただき、家庭で保育ができない状況を確認します。
12	兄弟二人の申し込みを検討しています。第一子を優先的に入所させたいと思いますが、申込みは可能ですか？	申し込みは可能です。ただし、第一子のみ入所決定した場合、第二子の預け先がないことを理由に、保育の必要性の確認ができない場合、内定取り消しや退所となります。
13	入所の可否は窓口で教えてもらえますか？	入所の結果は、郵送で通知します。窓口やお電話での回答は行っておりません。
14	育児休業明けの入所を希望していましたが、入所不可となったため、育児休業を延長しようと思います。育児休業延長のため、会社から「保育所に入所できないことの証明書」を取得するように言われました。	利用調整の結果、入所保留となった方には「施設利用保留通知書」を送付しています。 そのほか、保護者からの申請で「保育施設における保育を実施することができない証明」を発行することができます。希望する方は、保護者の身分証明書をお持ちになり、保育課で申請してください。証明の発行には一週間ほどお時間をいただきます。 育児休業を延長した場合、新たな復職日によっては入所申込が継続できない場合がありますのでご了承ください。

2 育児休業明け入所予約に関すること

	質問内容	回　答
1	年度途中でも保育施設の受入はありますか？	各保育施設の状況にもよりますが、年度当初の時点で定員がいっぱいになるとは限りません。また、年度途中であっても保育士の増員や在園児童の異動等によって空きが生じることがあります。
2	入所希望日が早い方が入所に有利ですか？	利用調整の際に、入所希望日による加点減点はありません。就労時間や家庭の状況等によって判定しています。 一方、入所枠自体は年度後半にかけて減少していくため、年度当初より年度途中での入所申込の方が希望の保育施設に入所できにくくなると考えられますが、社会福祉の考え方に基づき、早期に保育を必要とする方から先に申込を受付けますので、何卒ご了承ください。
3	現在の復職予定日では申込み対象外です。保育所が決まり次第、育児休業を短縮して復職したい場合の手続きを教えてください。	就労証明書のうち、№9育児休業の取得および№11復職（予定）年月日の欄は当初の予定でご記入のうえ、№15入所内定時育休短縮可否の欄に可と記載を加えた証明をお願いいたします。この方法で入所（園）内定となった場合、入所判定月に応じて市が指定する日までに復職しないと、入所（園）内定は取り消されます。
4	育児休業終了後、復職せず退職（または転職）する予定です。育児休業明け入所予約制度は利用できますか？	育児休業明け入所予約制度は、育児休業取得した後に、育児休業を取得した事業所に復職することを前提とした制度です。復職せずに退職または転職する方は入所予約の対象外です。新たな職場での就労開始に合わせて利用申込をお願いいたします。
5	育児休業明け入所内定通知を受け取りました。その後、復職せず退職（または転職）することとなりました。入所内定はどうなりますか？	育児休業明け入所予約制度は、育児休業取得した後に、育児休業を取得した事業所に復職することを前提とした制度です。一度入所内定を得られたとしても、復職せずに退職または転職する場合、入所内定は取り消しとなります。（就労復帰を確認するため「復職日記載のある就労証明書」の提出を併せてお願いしております。）
6	4月1日付で復職予定ですが、3月からならし保育を開始することはできますか？	入所児童定員の関係上、ならし保育は年度をまたいで設定することができません。4月1日復職の方は、復職当日からならし保育開始となります。復職日の設定につきましては、雇用主との調整をお願いいたします。
7	育児休業給付金制度について教えてください。	育児休業給付金に関する業務は、勤務先の担当者または、ハローワークへご相談ください。

3 入所後に関すること（保育料や就労等）

	質問内容	回　答
1	（3号認定の場合） 公立保育所と私立の保育施設（認定こども園や小規模保育）で保育料は変わりますか？	保育料は、同じ基準で古河市が算定し決定しますので、施設によって変わることはありません。ただし、保育料と別に施設ごとで、給食費や教材費、保護者会費など徴収があります。 また、保育所（園）の保育料は古河市で徴収します。 認定こども園と地域型保育施設は、施設で保育料を徴収します。
2	（3号認定の場合） 保育料の引き落としができませんでした。	保育所（園）は、口座に引き落としができなかった分を翌月の保育料とまとめて引き落とすことが可能です。ただし過年度分は引き落とすことができないので、市役所窓口で納めていただきます。 認定こども園と地域型保育施設は、施設にお問い合わせください。
3	保育料（1・2号認定は無償）のほかにかかる費用はありますか？	給食費や教材費など別途費用がかかることがありますが、施設ごとで変わりますので直接確認してください。
4	祖父母と同居していますが、祖父母も保育料算定の対象となりますか？	父母のみの収入で生計を維持していることが認められる場合、祖父母等は保育料算定の対象となりません。
5	これから出産予定で休暇を取得します。休暇の間は、保育施設を休ませなければなりませんか？	産前８週から産後８週の間は、通常通り登園可能です。また、育児休業に移行する場合は、同じ職場に復帰することを条件に、保育施設の継続利用が可能です。 届出に必要な書類は9ページをご確認ください。 出生届提出の際に、ご案内いたします。
6	育児休業が終了し復職しました。就労証明書はいつまでに提出すればいいでしょうか？	復職後、10日以内に保育課へご提出ください。
7	保育料を支払っている証明書を会社に提出したいのですが、発行できますか？	公立保育所・私立保育園を利用している方に「保育料支払証明書」を発行することができます。希望の場合、保護者の身分証明書をお持ちになり、保育課で申請をしてください。 発行には一週間ほど、お時間をいただきます。
8	雇用契約期間延長をしました。勤務先や就労時間など以前と内容は変わりませんが、就労証明書の提出は必要ですか？	勤務内容等が変わらない場合でも、改めてご提出をお願いいたします。
9	現在、求職活動で入所していますが、就労先から内定をもらい就労開始する予定です。 就労証明書は就労開始後に提出していいですか？	就労内定となった就労証明書を提出することで、就労開始日から就労時間に合わせた保育時間を設定することが可能です。就労が開始されましたら、改めて就労証明書の提出をお願いいたします。
10	災害時に臨時休園等になることはありますか？	洪水情報や警戒レベル３の避難情報が発令された場合に登園自粛や臨時休園となることがあります。 日頃から、災害時の保育等について施設と共通理解を図り、安心・安全な保育等の実施のため、ご理解とご協力をお願いします。
11	欠席をした場合や、食物アレルギーで弁当持参の場合、利用者負担額（保育料）の軽減や免除はありますか？	0～2歳児は、給食費が保育料に含まれているため、アレルギー等の事情でお弁当を持参する場合でも軽減や減免はありません。3歳～5歳児の副食費は減免できる場合があります。また、長期欠席の場合は「長期欠席届出書」を提出されない限り保育料や副食費が発生します。

7　特定教育・保育施設の概要

1　特定教育・保育施設について（県や市が認可した施設）

小学校就学前の施設として、幼稚園や保育所（園）のほか、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度以降、「認定こども園」や「地域型保育施設」が古河市でも多く設置されています。
施設の区分にかかわらず、市の給付認定を受けて利用します。

幼稚園

幼稚園は学校教育法に基づく「学校」です。３歳から小学校入学前までの子どもは、全国共通の教育課程「幼稚園教育要領」に基づく教育が受けられます。
古河市には、私立幼稚園が３園開設されています。

保育所（園）

保育所（園）は、子どもの保護者が就労、疾病、病人等の看護を日中常態としているため、その子どもが保育を必要とする場合に、保護者に代わって日々保育する施設です。古河市には、公立保育所が４園、私立保育園が１２園開設されています。

認定こども園

認定こども園は、就学前の子どもを保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、保育と教育を一体的に行い、質の高い幼児教育を目指すとともに、地域における子育て支援事業を行う施設のことです。

種　類	内　容	古河市内数
幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所の両方の役割を果たす施設	12
幼稚園型	認可幼稚園に保育所機能を追加した施設	4
保育所型	認可保育所に幼稚園機能を追加した施設	1
地方裁量型	認可のない地域の教育・保育施設が 認定こども園として機能を果たす施設	―

地域型保育施設

地域型保育施設は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する保育を提供し、子どもの成長を支援するために、少人数の単位で、0歳から2歳児までの子どもを預かる施設です。

種　類	定　員　等	事業実施場所	古河市内数
小規模保育	６人以上～１９ 人以下	貸店舗等多様なスペース	8
事業所内保育	数人～数十人程度	事業所等	1
家庭的保育	５人以下	保育者の居宅等	2
居宅訪問型保育	１対１ が基本	利用する保護者・子どもの居宅	―

※上記の施設数等は令和８年4月予定

2 提供サービス(26ページ)について

〇教育時間外の預かり（預かり保育・１号認定）

幼稚園の通常の教育時間の前後に、同じ幼稚園の中で、保護者が勤務している等の理由により、教育時間外に在園児を保育するサービスです。また、夏休みにも実施しています。
施設により、実施時間・定員・対象年齢・料金等に違いがあります。

〇延長保育（２号・３号認定）

保育所（園）の通常の保育時間の前後に、同じ保育所（園）の中で、保護者が勤務している等の理由により、通常保育時間外に在所児を保育するサービスです。施設により、実施時間等に違いがあります。

〇一時預かり（在園児以外の預かり）

子どもが保育所（園）・幼稚園等に入所（園）していない方が対象で、一時的に保育サービスが必要になった時に利用できるサービスです。保育所（園）・幼稚園に入所している子どもは、他施設の一時預かりを利用することはできません（希望の場合は要相談）。
利用期間は、定期利用の場合、原則平均週３日程度までとなり、出産等の場合は実施施設へ要相談となります。
施設により、実施時間・定員・対象年齢・料金等に違いがあります。

〇休日保育（２号・３号認定）

保護者が勤務している等の理由により、日曜日や祝日においても保育が必要である場合、子どもをお預かりするサービスです。

〇病児保育（病児・病後児対応型）

病気やけが（病後児の場合は病気の回復期）のため、家庭での保育が困難な子どもを一時的にお預かりするサービスです。

〇病児保育（体調不良児対応型）

実施保育所（園）に通所しており、保育中に発熱などで体調不良となった子どもを、保護者が迎えに来るまで看護師が緊急対応を図るサービスです。

〇子育て広場

快適な遊び場、親子同士の交流の場を提供します。また、子育てに関する情報や育児相談も受け付けます。
気の合う友人・頼れる知人と出会える場としてもご利用ください。

【利用対象】
・０歳児～就学前の子どもとその保護者等
【実施内容】
・乳幼児をもつ保護者への育児講座の開催
・在園児との交流を通じての育児上の相談・助言
・リズム遊び等、親子で楽しむ時間を提供します。

※施設により、実施内容・実施期間・募集定員・対象年齢・料金等に違いがあります。

〇園庭開放

保育所（園）や幼稚園等で地域の子どもに園庭を開放するサービスです。 原則、保護者同伴です。

8「よい保育施設の選び方」について

1 まずは情報収集

県や市の窓口やホームページなどで、保育施設の種類や申込方法を確認しましょう。

特に、認可外保育施設（47 ページをご確認ください。）は利用者と施設の直接契約となりますので、当ガイドの認可外保育施設のページや「いばらき結婚・子育てポータルサイト」などを参照し、法令等に定められた基準を遵守しているかなどの確認をしましょう。

2 事前に必ず見学を

利用したいと思う保育施設が決まったら、次の「施設選びの視点」や「よい保育施設の選び方チェックポイント」などを参考に、施設見学を行いましょう。

施設選びの視点

視点１　知人の意見や口コミだけで決めない。

・知人などの意見やインターネットで口コミを確認することも、利用者などの意見を確認する情報収集のひとつです。
・しかし、他人の感じ方と自分の感じ方は違うことがありますので、自分の目でも確認しましょう。

視点２　保育施設の見た目や立地だけで決めない。

・建物の外観や内装がきれい、自宅や職場から近くに立地していて送り迎えがしやすいなど便利な場所にある施設は魅力的です。
・しかし、最も重視すべきは、お子さんが安全で快適に過ごせる環境であることです。

視点３　保育料が安いというだけで決めない。

・認可施設は、保護者の収入に応じた保育料となり、保育料の決定は市が行います。
・認可外保育施設は、設置者が自由に保育料を設定し、原則として保護者からの保育料で運営しています。
・そのため、保育料の収入が子どもの安全や保育の質に影響します。
・保育料が安すぎる場合は、その理由や保育内容をよく確認しましょう。

保育施設の利用を決める際には、契約内容（重要事項説明書）を確認し、理解し、納得したうえで契約しましょう。少しでも疑問に思う点や納得できない点がある場合は、保育施設に確認しましょう。

よい施設選びのチェックポイント

参考:「よい保育施設の選び方十か条(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課)」

□	**園長(施設長)や保育する人が保育の考え方や内容をきちんと説明してくれるか**	保育内容が良いか悪いかは、園長や保育をする人の考え方や力量で大きく左右されます。どんなところに力を入れてどんなところに注意をして保育するのか、子どもが日々どのように過ごしているのか、施設で大切にしていることなど、考え方を聞いてみましょう。また、保育の力量を高める取組(研修受講等)についても聞いてみましょう。
□	**部屋の中まで見学させてくれるか**	見学の時は、子どもたちが過ごす保育室の中まで入らせてもらいましょう。良い保育をしている施設は、保育室の子どもの様子を自信をもって見せてくれるはずです。
□	**【重要】子どもたちの様子がいきいきしているか**	よい保育が行われていれば、子どもたちの気持ちも安定し、活発になります。子どもたちが元気にのびのびしているか確認しましょう。
□	**【重要】保育する人の数が足りているか**	認可外保育施設の場合、0歳児は3人につき1人以上、1歳～2歳児は6人につき1人以上、3歳児は20人につき1人以上、4歳児以上は30人につき1人以上保育従事者が必要です。保育従事者が何人いるか確認しましょう。※常時5人以下の施設の場合は2人以上。ただし保育士等の有資格者の場合、3 人までは1人配置で可
□	**【重要】保育士の資格を持つ人が足りているか**	認可外保育施設の場合、保育従事者の 1/3 以上は保育士又は看護師である必要があります。保育従事者のうち有資格者が何人いるか確認しましょう。※常時5人以下の施設の場合は、保育従事者のうち1人は保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者である必要があります。
□	**保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか**	保育する人が余裕を持って一人一人の子どもを温かく受け入れ、子どもたちに笑顔で接することが大切です。子どもに対して言葉遣いや接し方が乱暴であるなどの問題がないか確認しましょう。
□	**保育する人の中に経験豊かな人がいるか**	多くの子ども、特に赤ちゃんも預かっている保育施設では、経験豊かな人もいることが望ましいです。赤ちゃんが泣きやまない、赤ちゃんの具合が急に悪くなった時など、落ち着いて対応できる人がいると安心です。経験の長い人がいるか聞いてみましょう。
□	**赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか**	赤ちゃんは、保育する人の目が届く落ち着いた空間での保育でなければ情緒が安定しません。また、赤ちゃんも大きい子どもも一緒に多くの子どもを保育する状態は危険ですし、赤ちゃんがゆっくりお昼寝できません。
□	**子どもが動き回れる十分なスペースがあるか**	大きい子どもは動き回れるスペースがあることが大切です。狭い場所に閉じ込められているのでは、ストレスがたまってしまいます。
□	**遊び道具がそろっているか**	保育室の中に子どもの成長や発達に合わせた遊び道具があるか確認しましょう。子どもが興味を持って楽しく遊べるよう工夫がしっかりされていますか。
□	**外遊びをしているか**	子どもにとって外の空気にふれることや外遊びはとても大切です。外遊びの回数を聞いてみたり、場所などを実際に見てみましょう。
□	**【重要】掃除が行き届いて清潔であるか**	子どもにとって不衛生は禁物です。特に小さい子どもの場合は、生命の危険に関わります。保育室だけでなく、トイレや調乳・調理の場が清潔かもしっかり確認しましょう。
□	**【重要】災害時のための避難口や避難階段があるか**	災害時のために、玄関のほかに、避難口や避難経路があるか(特に2階以上)、災害時の避難訓練をしているか聞いてみましょう。
□	**食事は栄養のバランスやアレルギーに配慮しているか**	子どもの成長には栄養のバランスや年齢や体調に応じた食事がとても重要です。一律に出来合いの市販の弁当を食べさせているようでは問題です。献立表の有無や調乳・調理の場の様子などを見て、聞いてみましょう。また、食物アレルギーへの対応などについても確認してみましょう。
□	**保護者と保育施設との間で連絡帳等で情報共有を図っているか**	家庭と保育施設とが協力して子育てに当たることが大切です。保護者からは家庭での様子や子どもの体調等を、保育施設からは施設での様子を、連絡帳等で情報共有が出来るようになっているか、保育参観などで保育の様子を見ることができる機会があるか、聞いてみましょう。また、毎月の身長や体重の測定などの発育チェックをどのように行っているか、聞いてみましょう。
□	**【重要】睡眠時のチェックを定期的にしているか**	保育施設での死亡事故が最も多いのが睡眠中です。睡眠チェックをどのように行っているか聞いてみましょう。
□	**慣れ(慣らし)保育を実施しているか**	慣れ(慣らし)保育とは、入園後、短時間の保育から始め、子どもが段階的に新しい環境に慣れるようにする期間です。新しい環境である保育施設に通うということは、子どもにとって大人が考えている以上に大きなストレスです。個々の子どもに応じた慣れ(慣らし)保育期間は重要ですので、保育施設の方針を確認しましょう。

9 特定教育・保育施設一覧

※掲載内容に一部変更が生じる場合がありますので、詳細は各施設にて見学、問

施設類型		設立・運営区分	施設名称	対象認定区分			利用定員（総数）	保育時間		受入年齢
				1号	2号	3号		（平日）	（土曜日）	
								※標準時間のみ掲載 ※1号認定のみの施設は教育時間		
保育所		公立	第二保育所		○	○	70人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後8週～
			第三保育所		○	○	100人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後8週～
			第四保育所		○	○	90人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後8週～
			上辺見保育所		○	○	180人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後8週～
		私立	古河保育園		○	○	80人	7：00～18：30	7：00～18：00	生後6ヶ月～
			古河浅井保育園		○	○	60人	7：00～18：00	7：00～18：00	生後4ヶ月～
			清恵保育園		○	○	70人	7：00～18：00	7：00～18：00	生後4ヶ月～
			あさひ保育園		○	○	60人	7：00～18：00	7：00～18：00	生後2ヶ月～
			おはな保育園		○	○	90人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後2ヶ月～
			総和保育園		○	○	90人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後2ヶ月～
			こばと保育園		○	○	80人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後2ヶ月～
			白梅保育園		○	○	110人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後2ヶ月～
			牛ヶ谷保育園		○	○	60人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後8週～
			あゆみ保育園		○	○	90人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後2ヶ月～
			アリス保育園		○	○	90人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後4ヶ月～
			はなもも保育園		○	○	80人	7：00～18：00	7：30～18：30	生後6ヶ月～
幼稚園			古河幼稚園	○			60人	9：30～15：00	教育時間外の預かり -	満3歳～
			ひまわり幼稚園	○			90人	8：30～15：00	-	満3歳～
			くくや台幼稚園	○			60人	8：30～15：00	-	満3歳～
認定こども園	保育所型		認定こども園柊保育園	○	○	○	60人	7：45～18：45	7：45～18：45	生後10ヶ月～
	幼稚園型		古河文化幼稚園	○	○		150人	7：45～18：45	-	満3歳～
			フレーベル幼稚園	○	○		125人	7：30～18：30	-	満3歳～
			総和文化幼稚園	○	○		275人	7：45～18：45	-	満3歳～
			諸川めぐみ幼稚園	○	○		45人	7：30～18：30	7：30～18：30	満3歳～
	幼保連携型		古河白梅幼稚園	○	○	○	240人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後6ヶ月～
			ゆりかご幼稚園	○	○	○	155人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後8ヶ月～
			しらぎくこどもの城幼稚園	○	○	○	75人	7：00～18：00	7：00～18：00	生後4ヶ月～
			三田幼稚園	○	○	○	220人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後10ヶ月～
			総和第一幼稚園	○	○	○	105人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後4ヶ月～
			こまごめ幼稚園	○	○	○	95人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後10ヶ月～
			ひかり幼稚園	○	○	○	125人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後3ヶ月～
			しらゆり幼稚園	○	○	○	250人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後3ヶ月～
			認定こども園なさき	○	○	○	125人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後5ヶ月～
			認定こども園さんわ	○	○	○	175人	7：00～18：00	7：00～18：00	生後3ヶ月～
			認定こども園柊幼稚園	○	○	○	95人	7：45～18：45	7：45～18：45	生後10ヶ月～
			もろかわ認定こども園	○	○	○	145人	7：30～18：30	7：00～18：00	生後2ヶ月～
地域型保育施設	小規模保育施設		古河すくすく保育園			○	19人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後6ヶ月～
			えがお保育園			○	19人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後6ヶ月～
			はっぴー古河園			○	19人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後6ヶ月～
			KOYOナーサリーキッズ			○	19人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後6ヶ月～
			ひだまり保育園			○	19人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後6ヶ月～
			にじいろ保育園			○	18人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後4ヶ月～
			はなのわ わのん保育園			○	19人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後2ヶ月～
			ひなた保育園こが			○	19人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後8週～
	事業所内保育施設		ひばり保育園			○	4人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後8週～
	家庭的保育施設		家庭的保育室 ままのて			○	5人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後6ヶ月～
			ほのぼのルーム			○	5人	7：30～18：30	7：30～18：30	生後2ヶ月～

合せ等によりご確認ください。

提供サービス										施設名称	住　所	電話番号 ※市外局番は'0280'	情報掲載ページ	入所申し込み窓口
教育時間外の預かり	延長保育	在園児以外の一時預かり	休日保育	病児保育（病児・病後児対応型）	病児保育（体調不良児対応型）	子育て広場	園庭の開放	送迎バス	給食					
	○								○	第二保育所	古河市東3-7-19	32-1316	29	総和庁舎保育課 古河庁舎市民総合窓口室 三和庁舎市民総合窓口室
	○					○			○	第三保育所	古河市中田1619	48-2300		
	○	○				○	○		○	第四保育所	古河市新久田245-5	48-2295		
	○								○	上辺見保育所	古河市上辺見1300-13	32-6868		
	○								○	古河保育園	古河市中央町3-10-62	22-1717	30	
	○								○	古河浅井保育園	古河市中央町2-6-22	22-7029		
	○	○				○	○		○	清恵保育園	古河市中田2417-9	48-3456		
	○					○		○	○	あさひ保育園	古河市旭町2-9-39	32-7568		
	○	○			○				○	おはな保育園	古河市横山町2-16-6	33-6087	31	
	○						○		○	総和保育園	古河市葛生1353-2	92-1508		
	○	○				○	○	○	○	こばと保育園	古河市磯部1648-1	92-2616		
	○	○			○	○	○	○	○	白梅保育園	古河市水海2356	92-0152		
	○	○	○		○	○	○	○	○	牛ヶ谷保育園	古河市西牛谷844-7	98-2783	32	
	○						○		○	あゆみ保育園	古河市上大野2347-1	98-3265		
	○						○	○	○	アリス保育園	古河市諸川768-1	76-7111		
	○	○		○	○	○		○	○	はなもも保育園	古河市仁連853-1	75-2000		
○						○	○	○	○	古河幼稚園	古河市鴻巣946-5	48-3777	33	各園直接申し込み（1号認定）
○						○	○	○	○	ひまわり幼稚園	古河市雷電町5-7	32-5305		
○						○	○	○	○	くくや台幼稚園	古河市三和176-5	48-3223		
○	○					○	○	○	○	認定こども園柊保育園	古河市山田614-5	76-0940		1号認定は各園直接申し込み 2号・3号認定は総和庁舎保育課 古河庁舎市民総合窓口室 三和庁舎市民総合窓口室
○	○					○	○	○	○	古河文化幼稚園	古河市東4-5-14	32-1703	34	
○	○					○	○	○	○	フレーベル幼稚園	古河市松並2-3-13	32-2221		
○	○					○	○	○	○	総和文化幼稚園	古河市下大野2759	92-2220		
○	○					○	○	○	○	諸川めぐみ幼稚園	古河市諸川1370-1	76-3522		
○	○	○				○	○	○	○	古河白梅幼稚園	古河市大山1521-3	48-4735	35	
○	○	○				○	○	○	○	ゆりかご幼稚園	古河市古河644-5	32-1840		
○	○							○	○	しらぎくこどもの城幼稚園	古河市小堤2399	98-3602		
○	○					○	○	○	○	三田幼稚園	古河市上辺見931-1	31-8221	36	
○	○					○	○	○	○	総和第一幼稚園	古河市下大野853-2	92-1755		
○	○					○		○	○	こまごめ幼稚園	古河市駒込922-16	76-4588		
○	○	○			○	○	○	○	○	ひかり幼稚園	古河市仁連33	76-0283	37	
○	○	○				○	○	○	○	しらゆり幼稚園	古河市東山田2010-2	78-0122		
○	○				○	○	○	○	○	認定こども園なさき	古河市尾崎954	76-6654		
○	○	○			○	○	○	○	○	認定こども園さんわ	古河市尾崎3521-9	33-6655		
○	○					○	○	○	○	認定こども園柊幼稚園	古河市東山田3	77-0882	38	
○	○	○				○	○	○	○	もろかわ認定こども園	古河市諸川1779-3	23-4715		
	○	○				○			○	古河すくすく保育園	古河市下山町10-7	32-0055	39	総和庁舎保育課 古河庁舎市民総合窓口室 三和庁舎市民総合窓口室
	○	○							○	えがお保育園	古河市女沼264-1	33-3718		
	○								○	はっぴー古河園	古河市長谷町33-3	21-0881		
	○								○	KOYOナーサリーキッズ	古河市雷電町2-36	23-2008	40	
	○								○	ひだまり保育園	古河市大山1599-10	23-4620		
							○	○	○	にじいろ保育園	古河市下辺見2336-3	23-4912		
	○								○	はなのわ わのん保育園	古河市駒羽根561-1	23-3800	41	
	○						○		○	ひなた保育園こが	古河市上辺見3070	33-6958		
	○	○	○						○	ひばり保育園	古河市上大野702	98-6267		
	○	○							○	家庭的保育室 ままのて	古河市駒羽根662-2	080-8730-1931	42	
	○								○	ほのぼのルーム	古河市横山町2-15-17	33-6087		

※掲載内容に一部変更が生じる場合があります。詳細は各施設にて見学、問合せ等によりご確認ください。
※特記のない施設においても、行事等により弁当持参日がある場合があります。

施設類型		設立・運営区分	施設名称	1号認定【満3歳以上で、認定をうけた子ども】						
				主食費(円)	副食費(円)	合計(円)	実施曜日	弁当持参曜日等	主食費(円)	副食費(円)
保育所		公立	第二保育所						持参	4,500
			第三保育所						持参	4,500
			第四保育所						持参	4,500
			上辺見保育所						持参	4,500
		私立	古河保育園						2,800	4,800
			古河浅井保育園						2,800	4,800
			清恵保育園						2,800	4,800
			あさひ保育園						2,800	4,800
			おはな保育園						持参	4,500
			総和保育園						2,000	4,800
			こばと保育園						2,000	4,800
			白梅保育園						2,000	4,800
			牛ヶ谷保育園						2,000	4,800
			あゆみ保育園						2,000	4,800
			アリス保育園						1,500	5,500
			はなもも保育園						2,500	4,800
幼稚園			古河幼稚園	2,600	4,900	7,500	月～金	なし		
			ひまわり幼稚園	3,300	4,500	7,800	月～金	なし		
			くくや台幼稚園	3,420	3,960	7,380	月～金	遠足の日など		
認定こども園	保育所型		認定こども園柊保育園	3,000	4,700	7,700	月～金	遠足などの行事等	4,700	4,700
	幼稚園型		古河文化幼稚園	3,350	3,600	6,950	月～金	学期に１回	3,700	4,500
			フレーベル幼稚園	1,700	3,700	5,400	月～金	2か月に１回程度、遠足などの行事日	2,100	4,700
			総和文化幼稚園	3,350	3,600	6,950	月～金	学期に１回	3,700	4,500
			諸川めぐみ幼稚園	2,000	3,400	5,400	月～金	月1回　第一水曜日	2,000	3,400
	幼保連携型		古河白梅幼稚園	2,500	4,500	7,000	月～金	月1回お誕生会の日	3,500	4,500
			ゆりかご幼稚園	2,200	5,000	7,200	月～土	年1～2回程度（遠足などの行事日）	2,700	6,000
			しらぎくこどもの城幼稚園	2,800	4,300	7,100	月～金	遠足などの行事日	2,800	4,800
			三田幼稚園	3,400	3,400	6,800	月～金	行事の延期等で通常保育となった日	4,500	4,500
			総和第一幼稚園	2,000	4,500	6,500	月～土	なし	2,000	4,500
			こまごめ幼稚園	3,500	4,500	8,000	月～金	なし	3,500	4,500
			ひかり幼稚園	2,000	4,600	6,600	月～金	遠足などの行事日	2,000	4,600
			しらゆり幼稚園	2,500	4,000	6,500	月～金	月1回、遠足などの行事日	3,500	4,500
			認定こども園なさき	1,800	5,000	6,800	月～土	園外保育時（５歳児クラス・年２回）	1,800	5,000
			認定こども園さんわ	2,000	4,500	6,500	月～土	遠足などの行事日	2,000	4,500
			認定こども園柊幼稚園	3,000	4,700	7,700	月～金	遠足などの行事等	4,700	4,700
			もろかわ認定こども園	2,300	4,200	6,500	月～金	弁当を持参して園外保育へ行く場合など	2,300	4,200
地域型保育施設	小規模保育施設		古河すくすく保育園							
			えがお保育園							
			はっぴー古河園							
			KOYOナーサリーキッズ							
			ひだまり保育園							
			にじいろ保育園							
			はなのわ わのん保育園							
			ひなた保育園こが							
	事業所内保育施設		ひばり保育園							
	家庭的保育施設		家庭的保育室 ままのて							
			ほのぼのルーム							

2号認定【満３歳をのぞく、３～５歳の子ども】			3号認定【0歳～2歳の子ども】（満３歳になった最初の3月31日まで）			調理方法	施設名称	その他情報記載ページ
合計(円)	実施曜日	弁当持参曜日等	保育料	実施曜日	弁当持参曜日等			
4,500	月～土	遠足などの行事日	12ページ参照	月～土	遠足などの行事日	自園調理	第二保育所	29
4,500	月～土	遠足などの行事日		月～土	遠足などの行事日	自園調理	第三保育所	
4,500	月～土	遠足などの行事日		月～土	遠足などの行事日	事業所内調理（委託）	第四保育所	
4,500	月～土	遠足などの行事日		月～土	遠足などの行事日	事業所内調理（委託）	上辺見保育所	
7,600	月～土	年１～２回程度		月～土	年１～２回程度	自園調理	古河保育園	30
7,600	月～土	遠足などの行事日		月～土	遠足などの行事日	事業所内調理（委託）	古河浅井保育園	
7,600	月～土	遠足などの行事日		月～土	なし	事業所内調理（委託）	清恵保育園	
7,600	月～土	土：軽食提供 ※長時間保育希望者は弁当も持参		月～土	土：軽食提供 ※長時間保育希望者は弁当も持参	自園調理	あさひ保育園	
4,500	月～土	年数回あり		月～土	年数回あり	自園調理	おはな保育園	31
6,800	月～土	年２～３回		月～土	年２～３回	事業所内調理（委託）	総和保育園	
6,800	月～土	春・秋の遠足日		月～土	春・秋の遠足日	自園調理	こばと保育園	
6,800	月～金	土曜日のみ主食を持参		月～金	土曜日のみ主食を持参	自園調理	白梅保育園	
6,800	月～土	年１回程度、行事のとき		月～土	なし	事業所内調理（委託）	牛ヶ谷保育園	32
6,800	月～土	年１～２回　行事のとき		月～土	年１～２回　行事のとき	自園調理	あゆみ保育園	
7,000	月～土	遠足などの行事 年３回程度		月～土	遠足などの行事 年３回程度	自園調理	アリス保育園	
7,300	月～土	月1回（6～9月を除く）		月～土	月1回（6～9月を除く）	自園調理	はなもも保育園	
						外部搬入	古河幼稚園	33
						事業所内調理（委託）	ひまわり幼稚園	
		なし				外部搬入	くくや台幼稚園	
9,400	月～土	遠足などの行事等	12ページ参照	月～土		事業所内調理（委託）	認定こども園柊保育園	
8,200	月～金	なし				事業所内調理（委託）	古河文化幼稚園	34
6,800	月～金	2か月に１回程度、遠足などの行事日				外部搬入	フレーベル幼稚園	
8,200	月～金	なし				事業所内調理（委託）	総和文化幼稚園	
5,400	月～金	月1回　第一水曜日				外部搬入	諸川めぐみ幼稚園	
8,000	月～土	月1回お誕生会の日	12ページ参照	月～土	月1回お誕生会の日	自園調理	古河白梅幼稚園	35
8,700	月～土	年1～2回程度（遠足などの行事日）		月～土	なし	事業所内調理（委託）	ゆりかご幼稚園	
7,600	月～土	遠足などの行事日		月～土	遠足などの行事日	事業所内調理（委託）	しらぎくこどもの城幼稚園	
9,000	月～金	行事の延期等で通常保育となった日		月～金	なし	事業所内調理（委託）	三田幼稚園	36
6,500	月～土	なし		月～土	なし	自園調理	総和第一幼稚園	
8,000	月～土	なし		月～土	なし	自園調理	こまごめ幼稚園	
6,600	月～土	遠足などの行事日		月～土	遠足などの行事日	自園調理	ひかり幼稚園	37
8,000	月～土	月1回、遠足などの行事日		月～土	月1回、遠足などの行事日	自園調理	しらゆり幼稚園	
6,800	月～土	園外保育時（５歳児クラス・年2回）		月～土	なし	自園調理	認定こども園なさき	
6,500	月～土	遠足などの行事日		月～土	遠足などの行事日	自園調理	認定こども園さんわ	38
9,400	月～土	遠足などの行事等		月～土	なし	事業所内調理（委託）	認定こども園柊幼稚園	
6,500	月～土	弁当を持参して園外保育へ行く場合など		月～土	弁当を持参して園外保育へ行く場合など	自園調理	もろかわ認定こども園	
				月～土	なし	自園調理	古河すくすく保育園	39
				月～土	毎月第３木曜日（6～9月は除く）	自園調理	えがお保育園	
				月～土	年１～２回程度、行事による	自園調理	はっぴー古河園	
				月～土	学園祭 10月・１月は各3日 ほか年数回	事業所内調理（委託）	KOYOナーサリーキッズ	40
				月～土	月1回お誕生会の日	外部搬入	ひだまり保育園	
				月～土	なし	外部搬入	にじいろ保育園	
				月～土	遠足・お盆中等	自園調理	はなのわ わのん保育園	41
				月～土	なし	自園調理	ひなた保育園こが	
				月～土	行事日（年２日程度）	外部搬入	ひばり保育園	
				月～土	なし	自園調理	家庭的保育室 ままのて	42
				月～土	年数回あり	外部搬入	ほのぼのルーム	

公立	こがしりつだいにほいくしょ 古河市立第二保育所		
設置者	古河市	施設区分	保育所
施設住所	古河市東三丁目7番19号	電話番号	0280-32-1316
休所日	日曜・祝日・年末年始	メールアドレス	古河市ホームページ

二次元コードから
ホームページにアクセスできます

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 19:00			
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00		認定利用時間以外	

公立	こがしりつだいさんほいくしょ 古河市立第三保育所		
設置者	古河市	施設区分	保育所
施設住所	古河市中田1619番地	電話番号	0280-48-2300
休所日	日曜・祝日・年末年始	メールアドレス	古河市ホームページ

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 19:00			
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00		認定利用時間以外	

公立	こがしりつだいよんほいくしょ 古河市立第四保育所		
設置者	古河市	施設区分	保育所
施設住所	古河市新久田245番地5	電話番号	0280-48-2295
休所日	日曜・祝日・年末年始	メールアドレス	古河市ホームページ

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 19:00		7:00 ～ 19:00	
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00		認定利用時間以外	

公立	こがしりつかみへみほいくしょ 古河市立上辺見保育所		
設置者	古河市	施設区分	保育所
施設住所	古河市上辺見1300番地13	電話番号	0280-32-6868
休所日	日曜・祝日・年末年始	メールアドレス	古河市ホームページ

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 19:00		7:00 ～ 19:00	
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00		認定利用時間以外	

私立	こがほいくえん 古河保育園		二次元コードから ホームページにアクセスできます
設置者	社会福祉法人 せんだんの木会	施設区分	保育所
施設住所	古河市中央町三丁目 10 番 62 号	電話番号	0280-22-1717
休所日	日曜・祝日・年末年始	メールアドレス	sendan@rcctv.jp

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 18:30	7:00 ～ 18:00	7:00 ～ 18:30	7:00 ～ 18:00
利用時間	7:00 ～ 18:00		8:00 ～ 16:00	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	18:00 ～ 18:30		16:00 ～ 18:30	7:00 ～ 8:00 16:00 ～ 18:00

私立	こがあさいほいくえん 古河浅井保育園		
設置者	社会福祉法人 永峰会	施設区分	保育所
施設住所	古河市中央町二丁目 6 番 22 号	電話番号	0280-22-7029
休所日	日曜・祝日・年末年始	メールアドレス	koga.asaho@gmail.com

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00	7:00 ～ 19:00	8:00 ～ 16:00
利用時間	7:00 ～ 18:00		8:30 ～ 16:30	8:00 ～ 16:00
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	18:00 ～ 19:00		7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00	

私立	せいけいほいくえん 清恵保育園		
設置者	社会福祉法人 永峰会	施設区分	保育所
施設住所	古河市中田 2417 番地 9	電話番号	0280-48-3456
休所日	日曜・祝日・年末年始	メールアドレス	seikeiho@gmail.com

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 18:30	7:00 ～ 18:00	8:30 ～ 16:30	
利用時間	7:00 ～ 18:00		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	18:00 ～ 18:30		要相談	

私立	ほいくえん あさひ保育園		
設置者	社会福祉法人 亜紀会	施設区分	保育所
施設住所	古河市旭町二丁目 9 番 39 号	電話番号	0280-32-7568
休所日	日曜・祝日・年末年始	メールアドレス	info@koga-asahi.com

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00
利用時間	7:00 ～ 18:00		8:00 ～ 16:00	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	18:00 ～ 19:00		7:00 ～ 8:00 16:00 ～ 19:00	7:00 ～ 8:00 16:00 ～ 18:00

私立	おはな保育園（ほいくえん）		
設置者	特定非営利活動法人　ちゅーりっぷの心	施設区分	保育所
施設住所	古河市横山町二丁目 16 番 6 号（本園） 古河市松並一丁目 2 番 1 号（ここはぐのおうち）	電話番号	0280-33-6087
休所日	日曜・祝日・年末年始	メールアドレス	ohanahoikuen0268@outlook.com

※「本園」から「ここはぐのおうち」は大人の徒歩で 1 分程度

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 19:00		7:00 ～ 17:00	
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00		16:00 ～ 18:00	7:00 ～ 8:00 16:00 ～ 18:00

私立	総和保育園（そうわほいくえん）		
設置者	社会福祉法人　総和福祉会	施設区分	保育所
施設住所	古河市葛生 1353 番地 2	電話番号	0280-92-1508
休所日	日曜・祝日・年末年始	メールアドレス	souwahoikuen@iris.ocn.ne.jp

ホームページ準備中

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 18:30	
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	18:30 ～ 19:00		16:30 ～ 18:30	

私立	こばと保育園（ほいくえん）		
設置者	社会福祉法人　ホザナ会	施設区分	保育所
施設住所	古河市磯部 1648 番地 1	電話番号	0280-92-2616
休所日	日曜・祝日・年末年始	メールアドレス	info@hosanna.or.jp

二次元コードから
ホームページにアクセスできます

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00		7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00	7:30 ～ 8:30 16:30 ～ 18:30

私立	白梅保育園（しらうめほいくえん）		
設置者	社会福祉法人　友愛福祉会	施設区分	保育所
施設住所	古河市水海 2356 番地	電話番号	0280-92-0152
休所日	日曜・祝日・年末年始	メールアドレス	siraumehoikuen@nifty.com

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:30 ～ 19:00		8:30 ～ 19:00	
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	18:30 ～ 19:00		16:30 ～ 19:00	

二次元コードから
ホームページにアクセスできます

*祝日…国民の祝日の中で保育園が定めた日

私立 牛ケ谷保育園（うしがやほいくえん）

設置者	社会福祉法人 芳香会	施設区分	保育所
施設住所	古河市西牛谷 844 番地 7	電話番号	0280-98-2783
休所日	年末年始(12/31～1/3)、保育希望者のいない日曜祝日	メールアドレス	ushigaya@houkoukai.or.jp

	保育標準時間		保育短時間	
	平日・土曜日	日曜日・祝日*	平日・土曜日	日曜日・祝日*
開設時間	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	7:00 ～ 19:00	8:30 ～ 16:30
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00		7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00	

私立 あゆみ保育園（ほいくえん）

設置者	社会福祉法人 百花会	施設区分	保育所
施設住所	古河市上大野 2347 番地 1	電話番号	0280-98-3265
休所日	日曜・祝日・年末年始	メールアドレス	ayumi-hoikuen@extra.ocn.ne.jp

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:30 ～ 19:00		8:00 ～ 17:30	
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:00 ～ 17:30 のうち8時間以内	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	18:30 ～ 19:00			

私立 アリス保育園（ほいくえん）

設置者	社会福祉法人 愛泉会	施設区分	保育所
施設住所	古河市諸川 768 番地 1	電話番号	0280-76-7111
休所日	日曜・祝日・年末年始	メールアドレス	aris20070401@shore.ocn.ne.jp

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30
利用時間	7:30 ～ 18:30		9:00 ～ 17:00	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	18:30 ～ 19:00		7:30 ～ 9:00 17:00 ～ 19:00	7:30 ～ 9:00 17:00 ～ 18:30

私立 はなもも保育園（ほいくえん）

設置者	社会福祉法人 千の里	施設区分	保育所
施設住所	古河市仁連 853 番地 1	電話番号	0280-75-2000
休所日	日曜・祝日・年末年始	メールアドレス	info@hanamomo.or.jp

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	7:00 ～ 17:30	7:30 ～ 17:30
利用時間	7:00 ～ 18:00	7:30 ～ 18:30	8:00 ～ 16:00	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	18:00 ～ 19:00		7:00 ～ 8:00 16:00 ～ 17:30	7:30 ～ 8:00 16:00 ～ 17:30

私立	こがようちえん 古河幼稚園		二次元コードから ホームページにアクセスできます
設置者	学校法人 丸山学園	施設区分	幼稚園
施設住所	古河市鴻巣 946 番地 5	電話番号	0280-48-3777
メールアドレス	info@koga-youchien.jp		
休所日	土曜 日曜 祝日 年末年始 春・夏・冬休み		
開設時間	8:00 ～ 18:00	教育時間	(月・火・木・金) 8:30 ～ 15:00 (水) 8:30 ～ 14:00
教育時間外の預かり ※有料	(平 日) 降園時間 ～ 18:00 (長期休暇) 8:00 ～ 18:00		

私立	ひまわり幼稚園		
設置者	学校法人 茂呂学園	施設区分	幼稚園
施設住所	古河市雷電町 5 番 7 号	電話番号	0280-32-5305
メールアドレス	himawari_kids@kjb.biglobe.ne.jp		
休所日	土曜 日曜 祝日 お盆 年末年始		
開設時間	8:30 ～ 17:30	教育時間	8:30 ～ 15:00
教育時間外の預かり ※一部有料	(平 日) 15:00 ～ 17:30 (長期休暇) 13:00 ～ 17:30 ＊8:30～13:00 は自由登園時間(無料)		

私立	くくや台幼稚園		
設置者	学校法人 小池学園	施設区分	幼稚園
施設住所	古河市三和 176 番地 5	電話番号	0280-48-3223
メールアドレス	kukuyadai.3223@gmail.com		
休所日	土曜 日曜 祝日 年末年始 春・夏・冬休み 土日行事の代休 園の定める日		
開設時間	8:00 ～ 18:00	教育時間	8:30 ～ 15:00
教育時間外の預かり ※有料	(平 日) 8:00 ～ 8:30 15:00 ～ 18:00 (長期休暇) 8:30 ～ 15:00 (全園児対象) 8:00 ～ 18:00 (勤務のある方)		

私立	にんていえんひいらぎほいくえん 認定こども園 柊 保育園		
設置者	社会福祉法人 七藤会	施設区分	保育所型認定こども園
施設住所	古河市山田 614 番地 5	電話番号	0280-76-0940
メールアドレス	hiiragiho@ca.wakwak.com		
休所日	(共通) 日曜 祝日 年末年始 (教育のみ) 土曜 春・夏・冬休み 園が定める日		

	教育時間(1号)	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	8:00 ～ 18:00	7:45 ～ 18:45	8:00 ～ 18:00
利用時間	10:00 ～ 14:30	7:45 ～ 18:45	8:30 ～ 16:30
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※一部有料	(月～金) 8:00 ～ 10:00 14:30 ～ 18:00 ※8:30～10:00、14:30～15:00 は無料 (長期休暇) 8:00 ～ 18:00	-	8:00 ～ 8:30 16:30 ～ 18:00

私立	こがぶんかようちえん 古河文化幼稚園		二次元コードから ホームページにアクセスできます
設置者	学校法人 牧川学園	施設区分	幼稚園型認定こども園
施設住所	古河市東四丁目5番14号	電話番号	0280-32-1703
メールアドレス	info@bunkayouchien.ed.jp		
休所日	(共通)土曜　日曜　祝日　年末年始　(教育のみ)長期休暇		

	教育時間(1号)	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	8:00 ～ 18:30	7:45 ～ 18:45	8:30 ～ 18:30
利用時間	(月・火・木・金)9:30 ～ 14:30 (水)9:30 ～ 14:00	7:45 ～ 18:45	8:30 ～ 16:30
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※有料	(月～金)　8:00 ～ 9:30 降園時間 ～ 18:30 (長期休暇)　8:30 ～ 17:30	-	16:30 ～ 18:30

私立	ようちえん フレーベル幼稚園		
設置者	学校法人 江田学園	施設区分	幼稚園型認定こども園
施設住所	古河市松並二丁目3番13号	電話番号	0280-32-2221
メールアドレス	info@freebel.ed.jp		
休所日	(共通)土曜　日曜　祝日　年末年始　(教育のみ)長期休暇		

	教育時間(1号)	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	8:00 ～ 18:00	7:30 ～ 18:30	
利用時間	9:30 ～ 15:00	7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※有料	(平　日)15:00 ～ 18:00 (長期休暇)　8:00 ～ 18:00	-	7:30 ～ 8:30 16:30 ～ 18:30

私立	そうわぶんかようちえん 総和文化幼稚園		
設置者	学校法人 牧川学園	施設区分	幼稚園型認定こども園
施設住所	古河市下大野2759番地	電話番号	0280-92-2220
メールアドレス	info@bunkayouchien.ed.jp		
休所日	(共通)土曜　日曜　祝日　年末年始　(教育のみ)長期休暇		

	教育時間(1号)	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	8:00 ～ 18:30	7:45 ～ 18:45	8:30 ～ 18:30
利用時間	9:30 ～ 15:00	7:45 ～ 18:45	8:30 ～ 16:30
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※有料	(月～金)　8:00 ～ 9:30 降園時間 ～ 18:30 (長期休暇)　8:30 ～ 17:30	-	16:30 ～ 18:30

私立	もろかわ　ようちえん 諸川めぐみ幼稚園		
設置者	学校法人 シオン学院	施設区分	幼稚園型認定こども園
施設住所	古河市諸川1370番地1	電話番号	0280-76-3522
メールアドレス	otoiawase@megumiyouchien.jp		
休所日	(共通)日曜　祝日年末年始　(教育のみ)土曜・長期休暇		

	教育時間(1号)	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	7:30 ～ 18:00	7:30 ～ 18:30	
利用時間	8:30 ～ 15:00	7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※一部有料	7:30 ～ 8:30 15:00 ～ 18:00 *15:00 ～ 16:00は無料	-	7:30 ～ 8:30 16:30 ～ 18:30

私立	古河白梅幼稚園（こがしらうめようちえん）		二次元コードからホームページにアクセスできます
設置者	学校法人 北島学園	施設区分	幼保連携型認定こども園
施設住所	古河市大山 1521 番地 3	電話番号	0280-48-4735
メールアドレス	info@koga-shiraume.ed.jp		
休所日	(共通)日曜 祝日 年末年始 (教育のみ)土曜 春・夏・冬休み		

	教育時間（1号）	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	7:30 ～ 18:30		
利用時間	9:50 ～ 14:50	7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※一部有料	(平 日) 7:30 ～ 9:50 14:50 ～ 18:30 (長期休暇) 7:30 ～ 18:30	-	7:30 ～ 8:30 16:30 ～ 18:30 ※ 無 料

私立	ゆりかご幼稚園（ようちえん）		
設置者	学校法人 徳永学園	施設区分	幼保連携型認定こども園
施設住所	古河市古河 644 番地 5	電話番号	0280-32-1840
メールアドレス	yurikago-cg@at.bewonder.net		
休所日	(共通)日曜 祝日 年末年始 (教育のみ)土曜 長期休暇 その他園が定める日		

	教育時間（1号）	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	7:30 ～ 18:30	(月～金) 7:30 ～ 19:00 (土) 7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:30
利用時間	9:00 ～ 14:30	7:30 ～ 18:30	8:00 ～ 16:00
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※一部有料	(平 日) 7:30 ～ 8:00 15:00 ～ 18:30 *8:00～9:00、14:30～15:00 は無料 (第 1・3 土曜) 8:30 ～ 16:00 *土曜は 11:30 まで無料 (長期休暇) 8:30 ～ 18:30	(月～金) 18:30 ～ 19:00	7:30 ～ 8:00 16:00 ～ 18:30

私立	しらぎくこどもの城幼稚園（しろようちえん）		
設置者	学校法人 浅井学園	施設区分	幼保連携型認定こども園
施設住所	古河市小堤 2399 番地	電話番号	0280-98-3602
メールアドレス	asaigakuen.shiragiku@gmail.com		
休所日	(共通)日曜 祝日 年末年始 (教育のみ)土曜 園が定める日		

	教育時間（1号）	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	7:00 ～ 18:00	(月～金)7:00 ～ 18:30 (土)7:00 ～ 18:00	(月～金)7:00 ～ 18:30 (土)8:00 ～ 16:00
利用時間	8:30 ～ 14:30	(月～土)7:00 ～ 18:00	(月～金)8:30 ～ 16:30 (土)8:00 ～ 16:00
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※有料	(平 日)7:30 ～ 8:30 14:30 ～ 18:00 ＊土曜・長期休暇は要相談	(月～金)18:00 ～ 18:30	(月～金)7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 18:30

私立	みたようちえん 三田幼稚園		
設置者	学校法人 三田学園	施設区分	幼保連携型認定こども園
施設住所	古河市上辺見 931 番地 1	電話番号	0280-31-8221
メールアドレス	mita@koganet.ne.jp		
休所日	(共通)日曜 祝日 年末年始 (教育のみ)土曜 お盆 春・夏・冬休み		

二次元コードから
ホームページにアクセスできます

	教育時間(1号)	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:30
利用時間	9:00 ～ 15:00	7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※有料	(平 日) 7:30 ～ 9:00 15:00 ～ 18:30 (長期休暇) 7:30 ～ 18:30	―	7:30 ～ 8:30 16:30 ～ 18:30

私立	そうわだいいちようちえん 総和第一幼稚園		
設置者	学校法人 山本学園	施設区分	幼保連携型認定こども園
施設住所	古河市下大野 853 番地 2	電話番号	0280-92-1755
メールアドレス	sowano1@yahoo.co.jp		
休所日	(共通)日曜 祝日 年末年始		

	教育時間(1号)	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	7:30 ～ 18:30		
利用時間	9:30 ～ 15:30	7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※有料	(平 日) 7:30 ～ 9:30 15:30 ～ 18:30 (長期休暇) 7:30 ～ 18:30	―	7:30 ～ 8:30 16:30 ～ 18:30

私立	ようちえん こまごめ幼稚園		
設置者	学校法人 伏見学園	施設区分	幼保連携型認定こども園
施設住所	古河市駒込 922 番地 16	電話番号	0280-76-4588
メールアドレス	komagome-kinder@est.hi-ho.ne.jp		
休所日	(共通)日曜 祝日 (教育)土曜 3/25～3/31 8/13～8/16 12/25～1/5 (保育)12/29～1/3		

	教育時間(1号)	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	8:00 ～ 18:00	7:30 ～ 18:30	
利用時間	9:00 ～ 15:00	7:30 ～ 18:30	8:00 ～ 16:00
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※一部有料	(平 日)8:00 ～ 9:00 15:00 ～ 18:00 ＊8:00 ～ 9:00 は無料	―	7:30 ～ 8:00 16:00 ～ 18:30

私立	ひかり幼稚園（ようちえん）		
設置者	学校法人 服部学院	施設区分	幼保連携型認定こども園
施設住所	古河市仁連 33 番地	電話番号	0280-76-0283
メールアドレス	kodomoen-hikari@wonder.ocn.ne.jp		
休所日	(共通)日曜 祝日 年末年始 (教育のみ)土曜 春・夏・冬休み 土曜行事の振替日		

二次元コードから
ホームページにアクセスできます

	教育時間（1号）	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	7:30 ～ 19:00	(月～金)7:30 ～ 19:00 (土)7:30 ～ 18:30	
利用時間	10:00 ～ 14:30	7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※一部有料	(月～金)7:30 ～ 10:00 14:30 ～ 19:00 *9:00～10:00、14:30～15:30 は無料 (長期休暇)7:30 ～ 19:00 *早朝預かり・延長保育時間は別料金	(月～金)18:30 ～ 19:00	(月～金)7:30 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00

私立	しらゆり幼稚園（ようちえん）		
設置者	学校法人 吉羽学園	施設区分	幼保連携型認定こども園
施設住所	古河市東山田 2010 番地 2	電話番号	0280-78-0122
メールアドレス	info@shirayurikids.jp		
休所日	(共通)日曜 祝日 年末年始 (教育のみ)土曜 春・夏・冬休み 茨城県民の日(11/13) 開園記念日(3/12)		

	教育時間（1号）	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	7:30 ～ 18:30	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30
利用時間	9:30 ～ 14:30	7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※有料	(平 日) 7:30 ～ 9:30 14:30 ～ 18:30 (土曜・長期休暇)7:30 ～ 18:30 *早朝預かり・延長保育時間は別料金	7:00～7:30 18:30～19:00	7:30 ～ 8:30 16:30 ～ 18:30

私立	認定こども園（にんてい えん）なさき		
設置者	社会福祉法人 四恩会	施設区分	幼保連携型認定こども園
施設住所	古河市尾崎 954 番地	電話番号	0280-76-6654
メールアドレス	info@kodomoen-nasaki.jp		
休所日	(共通)日曜 祝日 年末年始 (教育のみ)春・夏・冬休み		

	教育時間（1号）	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	7:30 ～ 17:00	(月～金)7:30 ～ 19:00 (土)7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:00
利用時間	8:00 ～ 14:00	7:30 ～ 18:30	8:00 ～ 17:00
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※一部有料	(月～金) 7:30 ～ 8:00 14:00 ～ 17:00 (土曜・長期休暇)7:30 ～ 17:00	(月～金)18:30～19:00 *無料	7:30 ～ 8:00 17:00 ～ 18:00

私立	認定こども園さんわ		施設区分	幼保連携型認定こども園
設置者	学校法人 慈法学園			
施設住所	古河市尾崎 3521 番地 9		電話番号	0280-33-6655
メールアドレス	info@sanwa-yamata.com			
休所日	(共通)日曜 祝日 年末年始 (教育のみ)土曜 春・夏・冬休み			

二次元コードから
ホームページにアクセスできます

	教育時間(1号)	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	(月～金)7:00 ～ 19:00 (土)7:00 ～ 18:00		
利用時間	9:00 ～ 15:00	7:00 ～ 18:00	8:00 ～ 16:00
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※一部有料	(月～金)7:00 ～ 9:00 15:00 ～ 19:00 *7:00～9:00、15:00～16:30 無料 (土)7:30 ～ 18:00 (長期休暇)7:00 ～ 19:00 *土曜・長期休暇 無料	(月～金)18:00～19:00	(月～金)16:00 ～ 19:00 (土)16:00 ～ 18:00 *土曜 無料

私立	認定こども園 柊 幼稚園		施設区分	幼保連携型認定こども園
設置者	学校法人 県西学園			
施設住所	古河市東山田 3 番地		電話番号	0280-77-0882
メールアドレス	hiiragiyo@ca.wakwak.com			
休所日	(共通)日曜 祝日 年末年始 (教育のみ)土曜 春・夏・冬休み 園が定める日			

	教育時間(1号)	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	8:00 ～ 18:00	7:45 ～ 18:45	8:00 ～ 18:00
利用時間	10:00 ～ 14:30	7:45 ～ 18:45	8:30 ～ 16:30
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※一部有料	(月～金) 8:00 ～ 8:30 15:00 ～ 18:00 *8:30～10:00、14:30～15:00 は無料 (長期休暇) 8:00 ～ 18:00	―	8:00 ～ 8:30 16:30 ～ 18:00

私立	もろかわ認定こども園		施設区分	幼保連携型認定こども園
設置者	学校法人 桐花学園			
施設住所	古河市諸川 1779 番地 3		電話番号	0280-23-4715
メールアドレス	morokawa-p.s@iaa.itkeeper.ne.jp			
休所日	(共通)日曜 祝日 年末年始(12/29～1/3) (教育のみ)土曜 春・夏・冬休み			

	教育時間(1号)	保育標準時間(2号・3号)	保育短時間(2号・3号)
開設時間	(月～金) 7:00 ～ 19:00 (土) 7:00 ～ 18:30		
利用時間	9:00 ～ 14:00	(月～金) 7:30 ～ 18:30 (土) 7:00 ～ 18:00	8:30 ～ 16:30
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。		
延長保育時間 ※有料	(月～金) 7:00 ～ 9:00 14:00 ～ 19:00 (土) 7:00 ～ 18:30 (長期休暇) 7:00 ～ 19:00 *早朝預かり・延長保育時間は別料金	(月～金) 7:00 ～ 8:30 18:30 ～ 19:00 (土)18:00 ～ 18:30	(月～金) 7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00 (土) 7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 18:30

＊連携施設の役割…①保育内容への支援 ②代替保育の提供 ③卒園後の受け皿 詳細は、42 ページをご確認ください。

私立	古河すくすく保育園（こが ほいくえん）		
設置者	社会福祉法人 寿広福祉会	施設区分	小規模保育施設
施設住所	古河市下山町 10 番 7 号	電話番号	0280-32-0055
メールアドレス	sukusuku.kids.koga@gmail.com		
休所日	日曜・祝日・年末年始		
連携施設＊	三田幼稚園		

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	8:00 ～ 17:00	
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00	-	8:00 ～ 8:30 16:30 ～ 17:00 ＊上記以外の時間は施設にお問い合わせください	

私立	えがお保育園（ほいくえん）		
設置者	NPO 法人 くれよんのこころ	施設区分	小規模保育施設
施設住所	古河市女沼 264 番地 1	電話番号	0280-33-3718
メールアドレス	egaohoikuen.716@xqg.biglobe.ne.jp		
休所日	日曜・祝日・年末年始		
連携施設＊	総和保育園 ・ あゆみ保育園 ・ 三田幼稚園 ・ 総和第一幼稚園 こばと保育園（保育内容の支援のみ）		

二次元コードから
ホームページにアクセスできます

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30	7:00 ～ 19:00	8:30 ～ 16:30
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00		7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00	

私立	はっぴー古河園（こがえん）		
設置者	株式会社 オンリーワン	施設区分	小規模保育施設
施設住所	古河市長谷町 33 番 3 号	電話番号	0280-21-0881
メールアドレス	happy-koga@happy-hoikuen.jp		
休所日	日曜・祝日・年末年始		
連携施設＊	フレーベル幼稚園 ・ 諸川めぐみ幼稚園 ・ はなもも保育園 おはな保育園（代替保育の提供のみ）		

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:30 ～ 19:00			
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	18:30 ～ 19:00		7:30 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00	

私立	KOYO（コーヨー）ナーサリーキッズ		
設置者	学校法人 晃陽学園	施設区分	小規模保育施設
施設住所	古河市雷電町 2 番 36 号	電話番号	0280-23-2008
メールアドレス	koyo-kids@koyo-gakuen.ac.jp		
休所日	日曜・祝日・年末年始		
連携施設＊	古河文化幼稚園		

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 19:00		8:00 ～ 17:00	
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00		8:00 ～ 8:30 16:30 ～ 17:00	

私立	ひだまり保育園（ほいくえん）		
設置者	学校法人 北島学園	施設区分	小規模保育施設
施設住所	古河市大山 1599 番地 10	電話番号	0280-23-4620
メールアドレス	hidamari.mori@olive.plala.or.jp		
休所日	日曜・祝日・年末年始		
連携施設＊	古河白梅幼稚園		

二次元コードから
ホームページにアクセスできます

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:30 ～ 18:30			
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間			7:30 ～ 8:30 16:30 ～ 18:30 ＊無料	

私立	にじいろ保育園（ほいくえん）		
設置者	学校法人 山本学園	施設区分	小規模保育施設
施設住所	古河市下辺見 2336 番地 3	電話番号	0280-23-4912
メールアドレス	sowano1@yahoo.co.jp		
休所日	日曜・祝日・年末年始		
連携施設＊	総和第一幼稚園		

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:30 ～ 18:30			
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料			7:30 ～ 8:30 16:30 ～ 18:30	

＊連携施設の役割…①保育内容への支援 ②代替保育の提供 ③卒園後の受け皿 詳細は、42 ページをご確認ください。

＊連携施設の役割…①保育内容への支援　②代替保育の提供　③卒園後の受け皿　詳細は、42ページをご確認ください。

私立	はなのわ わのん保育園（ほいくえん）		二次元コードから ホームページにアクセスできます
設置者	株式会社 OHG	施設区分	小規模保育施設
施設住所	古河市駒羽根 561 番地 1	電話番号	0280-23-3800
メールアドレス	hananowa.wanon@gmail.com		
休所日	日曜・祝日・年末年始		
連携施設＊	古河白梅幼稚園・フレーベル幼稚園・ひかり幼稚園 こばと保育園（卒園後の受け皿としての連携を除く）		

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:30 ～ 18:30			
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00		8時間保育を超えた分	

私立	ひなた保育園こが（ほいくえん）		
設置者	株式会社 アンフィニ	施設区分	小規模保育施設
施設住所	古河市上辺見 3070 番地	電話番号	0280-33-6958
メールアドレス	hinata_koga@anfini.co.jp		
休所日	日曜・祝日・年末年始		
連携施設＊	もろかわ認定こども園 ・ 総和保育園 ・ 古河文化幼稚園 ・ 総和文化幼稚園		

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 19:30			
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:30		7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 19:30	

私立	ひばり保育園（ほいくえん）		
設置者	社会福祉法人 芳香会	施設区分	事業所内保育施設
施設住所	古河市上大野 702 番地 1	電話番号	0280-98-6267
メールアドレス	honbu@houkoukai.or.jp		
休所日	日曜・祝日（休日保育の実施のない日）年末年始		
連携施設＊	牛ヶ谷保育園 卒園後の受け皿のみ:はなもも保育園・あゆみ保育園・もろかわ認定こども園・総和文化幼稚園		

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:30 ～ 18:30			
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料			7:30 ～ 8:30 16:30 ～ 17:30	

私立	家庭的保育室（かていてきほいくしつ） ままのて		
設置者	永塚　裕一	施設区分	家庭的保育施設
施設住所	古河市駒羽根 662 番地 2	電話番号	080-8730-1931
メールアドレス	mamanote2021@gmail.com		
休所日	日曜・祝日・年末年始		
連携施設＊	認定こども園なさき・こばと保育園（卒園後の受け皿としての連携を除く）		

二次元コードから
ホームページにアクセスできます

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 19:00		7:30 ～ 17:30	
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00		7:30 ～ 8:30 16:30 ～ 17:30	

私立	ほのぼのルーム		
設置者	NPO 法人 ちゅーりっぷの心	施設区分	家庭的保育施設
施設住所	古河市横山町二丁目 15 番 17 号	電話番号	0280-33-6087
メールアドレス	ohanahoikuen0268@atbb.ne.jp		
休所日	日曜・祝日・年末年始		
連携施設＊	おはな保育園		

	保育標準時間		保育短時間	
	平日	土曜日	平日	土曜日
開設時間	7:00 ～ 19:00		7:30 ～ 17:00	
利用時間	7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	※基本以外の利用時間は施設にお問い合わせください。			
延長保育時間 ※有料	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00		7:30 ～ 8:30 16:30 ～ 17:00	

連携施設の役割について

①**保育内容への支援**・・・合同保育や園庭開放により集団保育の機会を設けたり、保育の適切な提供について相談・助言するなどの支援を行うこと。

②**代替保育の提供**・・・地域型保育施設の職員の病気等により保育を提供することが一時的に困難な場合等に、連携施設から職員を派遣したり、連携施設において保育を行うなど、代わりに保育を提供すること。

③**卒園後の受け皿**・・・地域型保育施設を卒園する児童の進級先として、優先的に入園できる枠を確保すること。

施設によっては、全ての連携内容を満たさないことがあります。各施設の項目をご確認ください。

＊連携施設の役割…①保育内容への支援　②代替保育の提供　③卒園後の受け皿　詳細は、ページ下部をご確認ください。

10　子育て支援施設

<table>
<tr><td rowspan="4">ネーブル
子育て広場
“ヤンチャ森”</td><td>概　　要</td><td>０歳から３歳になるまでの子どもとその保護者を対象に、親子でいつでも自由に来館し、楽しく遊び、子育てについて学びあう施設です。
ネーブルパーク内にあります。</td></tr>
<tr><td>利用案内</td><td>✧　対　　象：主に０歳～3 歳になるまでの子どもとその保護者など
✧　利用時間：午前９時～午後５時
✧　休 館 日：年末年始（12 月 28 日～1 月４日）
✧　利用料金：市内及び坂東市、五霞町、境町、栃木市、小山市、野木町、加須市、
板倉町在住の方 ・・・・・ 無　料
その他 ・・・・・・・・・・ 200 円</td></tr>
<tr><td>施設風景</td><td>施設外観

室内の様子
 </td></tr>
<tr><td>問い合せ</td><td>ネーブル子育て広場
住所　古河市駒羽根 620　ネーブルパーク内
TEL 0280-92-9033</td></tr>
<tr><td>利 用 に
あたって</td><td>✧　館内の遊具・図書などは、自由に利用できます。
✧　利用した遊具は元の場所に戻しましょう。
✧　授乳・搾乳コーナーがあります。お湯の用意がありますのでご利用ください。
✧　飲食は、「交流コーナー」をご利用ください。
✧　ごみ、使用済みのおむつは各自持ち帰りましょう。
✧　貴重品は各自で管理をお願いします。
✧　施設はすべて禁煙です。ご協力ください。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">駅前子育て広場
“イオスホーム
わんぱくステーション”</td><td>概　　要</td><td>就学前の子どもとその保護者を対象とした、「遊戯エリア」や「地域子育て支援センター」等の機能を集約した施設です。ＪＲ古河駅西口前にあります。</td></tr>
<tr><td>利用案内</td><td>子育て広場
✧　対　　象：主に就学前の子どもとその保護者
✧　利用時間：午前９時から午後５時まで
※夏季期間（４月~９月）は午前９時から午後６時まで
✧　休 館 日：年末年始（12月28日~1月４日）
✧　利用料金：市内及び坂東市、五霞町、境町、栃木市、小山市、野木町、加須市、
板倉町在住の方 ・・・・・ 無　料
その他 ・・・・・・・・・ 200円

子育て支援センター
✧　対　　象：おおむね３歳未満の子どもとその保護者、妊娠中の方
✧　利用時間：毎週月曜日から金曜日の午前 10 時から午後４時まで
✧　利用料金：無料 ※活動によっては参加費等がかかる場合がございます</td></tr>
<tr><td>施設風景</td><td>施設外観


室内の様子

</td></tr>
<tr><td>問い合せ</td><td>駅前子育て広場
住所　古河市本町 4-1-1
TEL 0280-23-4120</td></tr>
<tr><td>利 用 に
あたって</td><td>✧ 館内の遊具・図書などは、自由に利用できます。
✧ 利用した遊具は元の場所に戻しましょう。
✧ 授乳・搾乳コーナーがあります。お湯の用意がありますのでご利用ください。
✧ 飲食は「飲食スペース」をご利用ください。
✧ ごみ、使用済みおむつは各自持ち帰りましょう。
✧ 貴重品は各自で管理をお願いします。
✧ 施設はすべて禁煙です。ご協力ください。
✧ 市営駐車場をご利用の場合は、
60 分まで駐車料金は無料です。

</td></tr>
</table>

地域子育て支援センター

概　　要	子育て支援センターは、親子への遊び場の提供と子育てのお手伝いをするところです。新しいお友達を作る場としてもご利用ください。 また、随時育児相談を受け付けておりますので、育児等で悩んだときはお近くの支援センターにぜひお越しください。
利用対象 ・ 実施内容	【利用対象】 おおむね３歳未満の子どもとその保護者、妊娠中の方 【実施内容】 ・育児相談 ・センター、園庭解放 ・誕生日会、講演会、季節に応じた様々な行事 ・制作活動 【利用料金】 無料　※活動によっては参加費等がかかる場合がございます
実施施設	施設名　　電話番号 子育て支援センターなかよし（第三保育所）　0280-48-2312 子育て支援センターにっこり（第四保育所）　0280-48-6557 子育て支援センターこばと（こばと保育園）　0280-92-2616 子育て支援センターわんぱく（白梅保育園）　0280-92-7627 子育て支援センターはなももカフェ（はなもも保育園）　0280-75-2000 子育て支援センターポコ・ア・ポコ（認定こども園さんわ）　0280-33-6655 子育て支援センターげんきっず（もろかわ認定こども園）　070-4800-8816 駅前地域子育て支援センター（駅前子育て広場）　0280-23-4120 子育て支援センターあかちゃんの里（晃陽学園 11 号館）　0280-23-5706 子育て支援センタースマイル（清恵保育園）　0280-48-3456
問 い 合 せ	各施設の詳細や活動は、各施設にお問い合わせいただくか、古河市地域子育て支援センターホームページをご覧ください URL：http://www.koga-kids.com　二次元コードはこちら→

ファミリー・サポート・センター

概　　要	「子育てをお手伝いしたい人（協力会員）」と「子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）」がそれぞれ会員となり、お互いに助け合って活動する相互援助活動の支援を行う事業です。
利用対象 ・ 実施内容	生後おおむね６カ月から小学６年生までの子ども マッチングした「協力会員」が自宅などで子どもをお預かりしたり、保育施設等への送迎を行います。 協力会員のご自宅のほか、対象年齢の子どもであれば、地域子育て支援センターを預かり場所として利用することができます。
問 い 合 せ	古河市ファミリー・サポート・センター TEL　0280-23-6959 事業の運営は、古河市から委託を受けた㈱アンフィニが行っています

11　一時預かり実施施設

一時的に緊急で保育が必要になったときに利用できる施設です。掲載内容は一部変更が生じる場合があります。
お申込み、お問い合わせは、直接下記施設にご連絡ください。

施設名・電話番号	受入要件	開設日・時間	利用料	その他
古河市立第四保育所 TEL0280-48-2295	生後８週以上 ※市内在住	7:30～18:00 （月～土）	1,500 円/日 ※給食なしの場合 1,320 円/日	０歳児：ミルク・哺乳瓶持参 ３歳児以上:主食持参 出産等のための帰省中の利用可
清恵保育園 TEL0280-48-3456	１歳児以上 ※認可施設在籍児は不可	8:00～17:00 の間の８時間 （平日のみ）	利用時間を問わず 2,000 円/日	０歳児：ミルク・哺乳瓶持参 給食・おやつは利用料に含む
おはな保育園 TEL0280-33-6087	生後２ヶ月以上 ※市内、野木町、 加須市在住の児童	7:30～18:30 （月～土）	1,500 円/日	０歳児：哺乳瓶持参 全児童：着替え・午睡用布団持参
総和保育園 TEL0280-92-1508	１歳児以上	9:00～16:00 （平日のみ）	400 円/時間	1～2 歳児：給食・おやつ 400 円 ３歳児以上：給食・おやつ 350 円
こばと保育園 TEL0280-92-2616	生後６ヶ月以上 ※市内在住	8:00～17:00 （月～土）	１歳児以下：2,000 円/日 ２歳児以上：1,600 円/日 半日は上記の半額	給食 200～250 円/食 出産等のための帰省中の利用可
白梅保育園 TEL0280-92-0152	生後６ヶ月以上 ※市内在住	8:00～17:00 （平日のみ）	３歳児以上：1,340 円/日 ３歳児以下：1,240 円/日 500 円/半日（給食なし）	給食・おやつ代は利用料に含む
牛ヶ谷保育園 TEL0280-98-2783	生後８週以上	7:30～18:30 （月～土）	0～2 歳児：4ｈ以上 1,600 円 4ｈ未満　800 円 3～5 歳児：4ｈ以上　950 円 4ｈ未満　500 円	給食代 250 円/食 おやつ代 50 円/食
はなもも保育園 TEL0280-75-2000	１歳児以上	8:00～17:00 ※最長８時間 （平日のみ）	0～2 歳児：1,500 円 3～5 歳児：1,000 円 ※4 時間未満の場合上記の半額	給食代 200 円/食（自園調理）
古河白梅幼稚園 TEL0280-48-4735	生後６ヶ月以上～2 歳児	9:00～15:00 （平日のみ）	1,500 円/日	給食・おやつ代は利用料に含む
ゆりかご幼稚園 TEL0280-32-1840	生後８ヶ月以上 ※市内在住	9:00～17:30 （平日のみ）	9：00～14：30 まで ３歳児以上：1,650 円/日 ２　歳　児：2,200 円/日 １　歳　児：3,300 円/日 14：30 から　30 分 150 円	給食代 450 円/食 ※利用料について、 上記以外の方は直接施設に お問い合わせください。
ひかり幼稚園 TEL0280-76-0283	生後３ヶ月以上	8:00～17:00 （平日のみ）	0～2 歳児：4ｈ以上 2,000 円 4ｈ未満 1,000 円 3～5 歳児：4ｈ以上 1,000 円 4ｈ未満　500 円	給食 300 円/食
しらゆり幼稚園 TEL0280-78-0122	生後６ヶ月以上	8:30～15:30 （平日のみ）	０・１歳児：500 円/時 ２・３歳児：400 円/時 ４・５歳児：300 円/時	給食注文可（400 円/食）
認定こども園さんわ TEL0280-33-6655	１歳児以上	8:00～17:00 （平日のみ）	2,000 円/日 （半日も同額）	給食・おやつ代は利用料に含む
もろかわ認定こども園 TEL0280-23-4715	６ヶ月以上	8:00～17:00 （平日のみ）	３歳児以上：2,500 円/日 ３歳児未満：3,000 円/日 ※半日は上記の半額	給食代 200 円/食 おやつ代 50 円/食
古河すくすく保育園 TEL0280-32-0055	生後６ヶ月以上～2 歳児	9:00～16:00 （平日のみ）	4,500 円/1 日 2,000 円/半日	給食・おやつ代は利用料に含む
えがお保育園 TEL0280-33-3718	生後 10 ヶ月以上～2 歳児	7:30～18:30 （平日のみ）	200 円/時 100 円/30 分	給食・おやつ代は利用料に含む （給食は自園調理）
ひばり保育園 TEL0280-98-6267	生後８週以上～2 歳児	7:30～18:30 （月～土） ※R8 年度から 祝日も開設予定	0～2 歳児:4ｈ以上 2,000 円 4ｈ未満 1,000 円	給食代 300 円/食 おやつ代 50 円/食 登録料 200 円
家庭的保育室ままのて TEL080-8730-1931	生後６ヶ月以上～2 歳児	7:30～18:30 （月～土）	最初の４時間　3,600 円 その後　600 円/時	給食代 300 円/食 おやつ代 100 円/食

※「一時預かり事業利用者負担軽減補助金」の対象者は、申請により利用料が補助されます。
詳しくは古河市ホームページをご覧ください。ご不明な点は、保育課給付担当へお問い合わせください。

12 認可外保育施設

○認可外保育施設とは

「認可外保育施設」とは、乳児や幼児を保育している施設のうち、児童福祉法や認定こども園法に基づく認可を受けていない施設を総称したものです。

認可外保育施設は、基本的に個人や会社が自由に設置することができますが、原則として、１日に子どもを１人でも保育する施設は届出対象施設となり、開設の際は、茨城県への届出が必要となります。

また、認可施設に準じた基準（認可外保育施設指導監督基準）があり、年１回の運営状況の報告を求め立入調査を行っています。重要な指摘事項がある場合は「文書指導」、比較的軽微な指摘事項がある場合は「口頭指導」として、設置者・経営者に基準を遵守するように伝え、改善を求め指導監督をしています。

○認可外保育施設の種類

市内には複数の認可外保育施設があり、一般の方でも利用できる施設と実施主体に勤務する方が利用対象となる施設があります。「無認可保育所」や「託児所」と呼ばれるもの、宿泊を伴う保育等を行う「ベビーホテル」などがあり、ベビーシッター「居宅訪問型」も認可を受けていない場合は、認可外保育施設として扱われます。また、病院や会社等の従業員の子を対象とした「事業所内保育施設」や「企業主導型保育施設」があります。

○一般の方でも利用できる施設

1	施　設　名	チャイルド　（休止中　※令和７年１０月１日現在）		
	住　　所	東山田 1595-1	設　置　者	有限会社アクティブ
	連　絡　先	0280-33-7900	前年度監査実績	休止中のため 実施なし
2	施　設　名	じゅんじゅんの家		
	住　　所	※居宅訪問型	設　置　者	小林　淳子　（個人）
	連　絡　先	0280-22-0288	前年度監査実績	指導事項なし

○事業所内保育施設・企業主導型保育施設一覧

※原則、**実施主体等に勤務する方の子どもが利用対象の施設となります。**

1	**施　設　名**	総和中央病院 たけの子保育園		
	住　　所	駒羽根 834	**設　置　者**	医療法人　仁寿会
	施 設 種 別	事業所内保育施設	**前年度監査実績**	口頭指導あり
2	**施　設　名**	友愛記念病院附属 ひまわり保育園		
	住　　所	東牛谷 707	**設　置　者**	茨城県民生活協同組合
	施 設 種 別	事業所内保育施設	**前年度監査実績**	口頭指導あり
3	**施　設　名**	古河総合病院 なかよし園		
	住　　所	駒ケ崎 14-1	**設　置　者**	医療法人　徳洲会
	施 設 種 別	事業所内保育施設	**前年度監査実績**	文書指導あり
4	**施　設　名**	古河ヤクルト販売㈱古河南センター託児室 ※令和８年５月１日付廃止		
	住　　所	鴻巣 1095-2	**設　置　者**	古河ヤクルト販売㈱
	施 設 種 別	事業所内保育施設	**前年度監査実績**	指導事項なし
5	**施　設　名**	古河ヤクルト販売㈱総和センター託児室		
	住　　所	女沼 359-15	**設　置　者**	古河ヤクルト販売㈱
	施 設 種 別	事業所内保育施設	**前年度監査実績**	指導事項なし
6	**施　設　名**	三桜チャイルドハウス さくらんぼ		
	住　　所	鴻巣 696-1	**設　置　者**	三桜工業㈱
	施 設 種 別	事業所内保育施設	**前年度監査実績**	指導事項なし

○認可外保育施設を利用する際の留意点

認可外保育施設を利用する際は、利用者と施設間での直接契約となります。利用を希望する施設に連絡し、空き状況や保育料など利用可能かご確認ください。

認可外保育施設といっても、その運営実態はさまざまです。認可外保育施設指導監督基準では、「提供するサービス内容を施設内で掲示すること」、「利用契約が成立したときは利用者に対し契約内容を記載した書面を交付しなければならないこと」となっています。大切なお子さんが保護者と離れて過ごす時間が、安全でより良いものとなるよう、施設を選ぶ際は、インターネット等による情報以外にも必ず見学をしてご自身で直接確かめ、十分な説明を受けたうえでご判断ください。

13 古河市教育・保育施設等位置図

